

滋賀県日野川流域における  
地域用水導入に向けた諸条件と課題に関する研究  
— 近江八幡市小田町を事例として —

西出 尚史

環境計画学科環境社会計画専攻において学士（環境科学）の学位授与の資格の  
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した研究報告書

2009 年度

承認

---

指導教員

# 滋賀県日野川流域における地域用水導入に向けた諸条件と課題に関する研究 —近江八幡市小田町を事例として—

錦澤研究室 0612034 西出尚史

## 1. 背景・論点

近年、身近な水路・河川において親水性向上や水路浄化などのために流水を引き入れる、環境用水や地域用水を創出する取り組みが進展している。

地域用水としての許可水利権を取得した事例はまだ少なく、滋賀県内での地域用水の導入事例は、近江八幡市小田町を含めて2つとなる。しかし、その小田町以外のもう一つの事例は、地域用水よりもかんがい用水の確保が主目的であったため、本研究の調査対象からは除外した。

加えて小田町の事例は、実質的には環境用水に近い利用のされ方をしているにも関わらず、雑用水（地域用水）の名で許可水利権を取得したという点で、全国的にも非常に珍しい事例である。

先行事例を見た限り、地域用水の導入への経緯は、地域によってかなり背景が異なってくるが、一方で共通する部分もあるのではないかと考えられる。よって小田町の事例を詳しく調査することは、今後地域用水導入に動く可能性のある地域において、導入検討の大きな一助になると考えられる。

以上の点から、本研究では滋賀県近江八幡市小田町と、比較対象として隣町の江頭町を調査対象として研究を進める。

## 2. 研究の目的と意義

本研究では、滋賀県近江八幡市小田町（以下、小田町）における地域用水導入プロセスの実態把握と、その特徴や阻害点、問題点を整理し、地域用水の導入における諸条件を明らかにすることを目的とする。

本研究の意義としては、今後、地域用水導入に向けて動く可能性のある地域において、導入検討の大きな一助になるとと考えられる。

## 3. 研究方法

### (1) 地域用水の実態把握と導入プロセス図の作成

本研究では、まず地域用水に関連した文献・HPの情報収集を行い、先行研究の調査から、日野川地区の整備事業と諸制度の概要について整理する。また小田町、比較対象として隣町の江頭町を対象に、ヒアリング調査と、水路の現地踏査を行う。

ヒアリング調査は、小田町においての地域用水導入プロセスの把握を目的とし、滋賀県庁や近江八幡市役所などの行政関連主体から、小田町自治会などの、地域住民組織に対して実施する。

表1 ヒアリング調査、現地踏査対象一覧

ヒアリング対象者	ヒアリング日時	質問内容
行政	(2009/5/21)	滋賀県内の存置検討・廃止井戸について
	(2009/11/26)	河川底層について、各資料の有無の確認
	(2008/11/21)	地盤用水の行政内での扱いについて、小田町内での水利権の経緯について
	(2009/10/15)	小田町の水利権許可書、申請書について、日野川改修工事と小田町説明会について
	(2010/1/15)	関交省での地域用水の扱いについて、行政内部の協議の詳細について
住民等	(2009/3/17, 7/03)	小田町の概要、新堂の橋の概要、水利権取得を決めた経緯について、行政間での話し合いについて
	(2009/8/21)	江頭町の概要、天王の橋の概要、自治会内の意向について
	(2009/8/04)	日野川改修対策委員会、県・市・小田町間の協力計画について
	(2009/7/03)	メタカの学校小田分校の概要、自治会や地域用水との関連について

現地踏査対象地	現地踏査日時	踏査内容
近江八幡市小田町・町内水路	(2009/3/17, 8/11)	町内水路の写真撮影、水深計測、生物の確認
近江八幡市江頭町・町内水路	(2009/8/21)	町内水路の写真撮影
神奈川県川崎市・二ヶ領用水	(2009/6/12)	水路の写真撮影
新潟県新潟市・亀田郷	(2009/9/16)	水路の写真撮影

現地踏査では、小田町においては実際に町内をすべて歩いて回り、町内水路の様子について写真を撮り、また水深、水路内の生物についての記録を取った。江頭町においても類似の調査を行った。

以上の調査の概要については、表1に示す。

これらの調査に基づき、導入経緯、関連主体、主な論点などに着目して時系列に整理し、地域用水導入プロセス図を作成する。

### (2) 地域用水導入諸条件に関する分析

分析は以下の3つの手順を踏んで行う。

分析1として、上記で作成したプロセス図を「事業整備期」と「水利権取得活動期」の年代別の観点から着目し、時期ごとに主な活動や特徴を整理する。

分析2として、小田町と江頭町の地域用水のハード面（水量・取水施設、水路形態など）、ソフト面（水利権取得の契機、管理方法など）、ハート面（各主体の意向）の実態を整理・比較し、論点を抽出する。

分析3として、地域用水取得に至った要因、抽出した論点などを整理し、小田町の地域用水導入諸条件を明らかにする。

## 4. 地域用水の背景と制度について

### (1) 地域用水の概念整理

地域用水とは、一般的には「身近な水路・河川などに流水を引き入れる取り組み」だが、近年この概念は、関係省庁では環境用水という言葉で広く表現されている。国交省と農水省において、環境用水とは「水質、親水空間、修景など生活環境または自然環境の維持、改善などを図ることを目的とした用水」と定義されており、環境省では「水質の改善、良好な景観や親水・レクリエーション空間の保全・創出、動植物の生息・生育環境の保全等のために使用される水」としている。これらの定義は多少認識の差は

あれど、本質的にはほぼ同じである。

しかし、地域用水は、環境用水に似た考え方であるものの、河川管理者である国交省は建設省時代から、地域用水という名称を用いてこなかった背景がある。一方で農水省は、当時から現代に至るまで地域用水の名称を使い続けている。現代においては、環境用水は前述した定義のように広く解釈され、地域用水は「防火、景観、農器具洗浄などの目的に使われる、非かんがい期に農村部を中心として流れている用水」という限定的な認識で捉えられている。本研究での地域用水の定義も、それにならう。

## (2) 地域用水と日野川流域の井堰との関連

近江八幡市・蒲生町・日野町・竜王町では元々、農業用水を井堰やため池、地下水などの不安定な水源に頼っていた。特に井堰は日野川流域内に計 197 箇所あり、慣行水利権のもとに取水が行われていた。

しかし 1970 年代から国営日野川地区農業水利事業や県営日野川地区かんがい排水事業が着工し、同時に從来から取水してきた慣行水利は統廃合され、流域内のかんがい目的で使用されていた井堰は、原則すべて廃止という措置が取られた。一方で、圃場整備の進捗とかんがい排水事業の進捗には時間的な開きがあり、当初に想定できなかった必要な井堰がいくつか判明するという事態が起きた。このことから、1989 年 1 月に農林水産省、県、市町、土地改良区、河川管理者の間で河川協議が行われ、それら必要な井堰は「廃止井堰」とは別に、「存置検討井堰」として残されている。日野川流域の井堰を、存置と廃止の観点から分類したものが図 1 になる。

検討対象井堰は重複登録を除いた 188 箇所で、存置検討井堰が 63 箇所、廃止井堰が 125 箇所となり、存置検討井堰の中でも、水收支計算対象外として、地域用水型 18 箇所が検討されている。

小田町の井堰「新堂の樋」は、図 1 の中で地域用水型に、江頭町の「天王の樋」は廃止井堰に属する。

## 5. 調査対象地の概要と調査結果

### (1) 近江八幡市小田町の概要

本研究の調査対象地である滋賀県近江八幡市は滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東岸に位置し、日野川流域は近江八幡市の他、蒲生町・日野町・竜王町にま

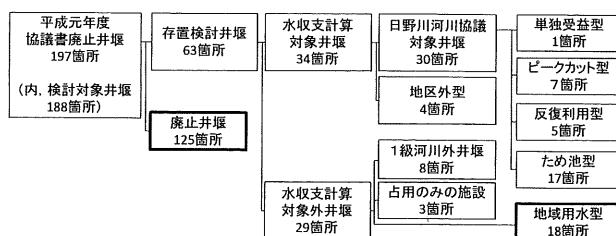


図 1 存置井堰数量整理表

たがっている。

この日野川流域での許可水利権取得事例として、小田町がある。小田町内には、自治会の他に市民団体「メダカの学校小田分校」や、日野川の河川改修に伴って設立した「日野川改修対策委員会」といった運営組織が存在している。

### (2) 近江八幡市江頭町の概要

近江八幡市小田町の北東部に、隣町として江頭町が位置している。室町時代以前から、琵琶湖の入り江に面した港として栄えてきた。1950 年代以前は川と道の割合がほぼ半々で、川幅が広く、水郷の里と呼ばれるほどに水路を舟が行き来していた。しかし、1955 年に、道路が改修されてほとんどが暗渠になってしまったのを皮切りに、その後の圃場整備や土地改良区の判断によって、残りの水路も埋め立てられた。取水井堰であった天王の樋は 1992~1993 年ごろにコンクリートで固められ、この時から水路に完全に水が流れなくなっている。現在では、村の時代から江頭内を流れていた川も幹線道路に飲み込まれてしまっており、地域用水導入の予定もない。

両町の位置関係については、図 2 に示す。

### (3) 近江八幡市小田町の地域用水導入プロセス図

主にヒアリング調査の結果から、図 3 の近江八幡市小田町の地域用水導入プロセス図を作成した。この図を基に、年代別からの分析、ハード・ソフト・ハート面からの分析、要因、論点の整理という 3 つの分析を行った。

## 6. 地域用水導入諸条件についての分析結果

### (1) 分析 1・年代別から見た分析

地域用水導入プロセス図を年代に着目すると、大きく分けて 1967 年 3 月~2006 年 6 月までを「事業整備期」、2006 年 10 月~2009 年 6 月までを「水利権取得活動期」と分けることができる。

事業整備期の特徴として、まず関連主体が行政中心であること、取り組まれている事業のほとんどが、農業水利や河川改修に関するものであることなどが挙げられる。一方で、後々の取得活動期において重要な意味を持つことになる、「取水実態の届出」、「慣行水利権の廃止」、「廃止・存置検討井堰についての

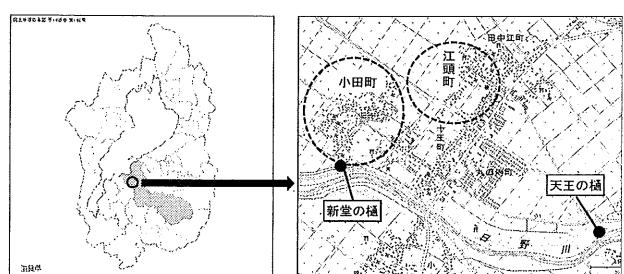


図 2 近江八幡市小田町、江頭町の位置関係

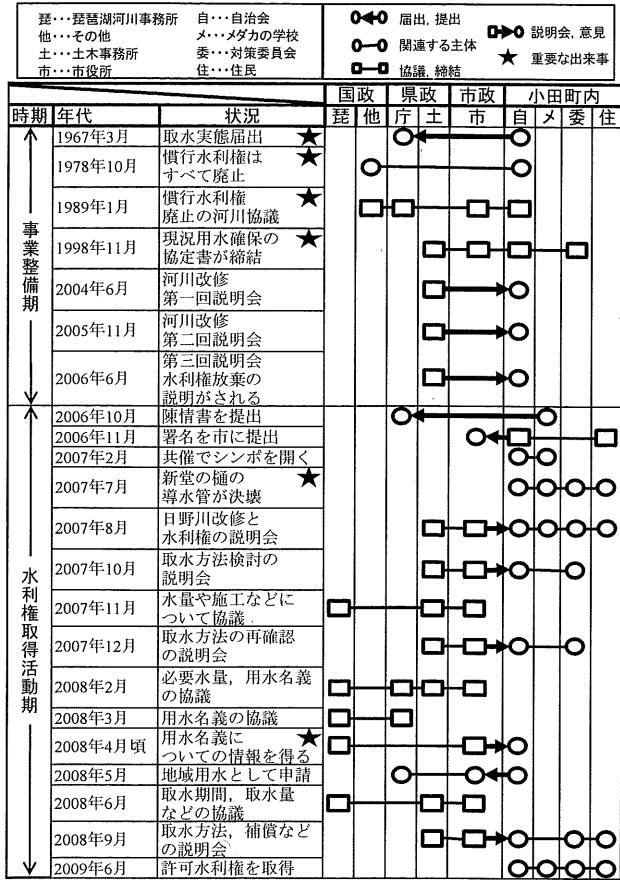


図3 小田町の地域用水導入プロセス図

河川協議」、「県・市・小田町間の協定書の締結」といったことが行われている。

水利権取得活動期の特徴としては、主な関連主体は小田町内部の組織が多いことと、事業整備期での河川改修を下地として、行政が小田町で開く説明会と行政内部協議の両方ともが、多く見受けられることが挙げられる。この時期に重要な意味を持つ出来事としては、「大雨により小田町の新堂の樋の導水管が決壊した」と、「環境用水は3年に一度の更新かつ水質調査も必要なに対し、地域用水は10年に一度の更新で済み、水質調査も必要ないという情報を小田町が得た」ことが挙げられる。また、事業整備期の重要な出来事が、最終的な水利権申請にあたって、どれも大きな影響を及ぼしている。

## (2) 分析2・両町の地域用水の特徴の整理、比較

(1)で述べた点を踏まえて、近江八幡市小田町と江頭町の地域用水について、それぞれ人為的側面のハード面(水量・取水施設、水路の形態など)、ソフト面(水利権取得の経緯、管理方法など)、ハート面(各主体の意向)に加え、自然的側面についても特徴を整理したものが、表2になる。

ハード面の論点は、水路の形態がどうなっているか、水源距離はどれだけか、河川の流況はどうなっているか、の3点となる。

表2 小田町と江頭町の地域用水の特徴

	小田町	江頭町
取水施設	日野川・新堂の樋	日野川・天王の樋
取水方法(過去)	自然流下取水	自然流下取水(桶門での調整)
取水方法(現在)	ポンプによる揚水取水	
水量(現在)	0.17m <sup>3</sup> /s	
水路の形態(現在)	暗渠が多いが、開渠も残っている	ほとんどが暗渠
河川の距離(現在)	集落の中心部から約200m	集落の中心部から約3km
河川の流況(現在)	安定	不安定
水利権の動き	2009年6月取得(雑用水)	1978年廃止(慣行水利)
水利権取得の契機	日野川河川改修に伴う説明会	
取水の意願	東近江市木事務所	
申請主体	近江八幡市	申請予定なし
施設の維持・管理	(当面は)県、その後市役所	
取水実態届出(1967年)	田、防火、雑用水	田、防火用水
利用実態(現在)	利用なし	利用なし
地権者・住民の意向	苦情から署名運動へ発展	水利権取得の意向があった
自治会の意向	署名運動を受けて地域用水を申請	戻したいという要望も一部あり
その他の協議団体の意向	自治会と取得へ向けて連携	
河川の流況(現在)	安定	不安定
生物の生態状況(現在)	サリガニ、オタマジャクシなど	生息は確認できず

水路の形態、特に開渠と暗渠の分布に関しては、開渠が多く残っている地域の方が、地域住民の意識に大きな影響を及ぼしていると考えられる。しかしこの点については、戦後の全国的な都市化や、食糧増産のための埋め立てなどの歴史的な背景が絡んでくるため、地域の意志だけで開渠を残すことは難しいのが実情である。実際、江頭町の水路がほとんど暗渠となってしまったのも、地域の意向とは異なることがヒアリング調査から確認されている。

次に水源距離だが、集落に近い距離にある方が、地域住民の水への意識に影響していると言えるだろう。また、流水を水路に引き入れる際にも、管理の手間は少なく済む。

そして河川の流況についてだが、小田町は安定的で、江頭町は対照的に不安定である。地域用水は流水を水路に引き入れるものであるため、流況も安定的である方が好ましい。

ソフト面の論点は、水利権取得の契機が何であったか、取水実態届出の書類がどうなっていたか、水路の利用実態はどうであったか、の3点となる。

水利権取得の契機については、ハード面での水路の形態とも関連するが、水とのなじみが深い地域でも、きっかけがなければそれ的重要性に気付かない、という場合がある。小田町では、水路に水が流れなくなり、河川改修に伴う説明会において「慣行水利権が無くなっている」という事実が知らされたことをきっかけとして、用水の重要性に改めて気付いたと言える。江頭町では、きっかけが現在までなかつたため、用水の重要性に気付いていないとも取れる。

取水実態届出書については、小田町と江頭町で明確な違いは、流水の占用目的という欄に、「雑用水」の文言が記載されていたかどうかである。この表記があったことで、小田町の新堂の樋は廃止井堰よりも有利な、存置検討井堰に検討されたということがヒアリング調査から確認されている。

水路の利用実態については、かつてどういった用途で水路が利用してきたかということが、地域住民の意識と密接に関わっている。小田町の地域住民

は、水路を日常的に利用してきたために意識が高く、水が流れなくなった時に不満が大きくなり、署名運動まで発展したと考えられる。

ハート面の論点は、地域住民の意向と自治会の意向、その他関連団体の意向、の3点すべてとなる。

自治会は地域住民の意見を取りまとめる会であるため、意向が同じ方向でまとまっていることが望ましい。その点では小田町も江頭町も、地域住民と自治会の意向はおおむね共通しているが、江頭町では主にハード面での問題が災いして、地域用水の導入は断念している。加えて他の関連団体の意向も重要である。小田町においては、日野川改修対策委員会と、メダカの学校小田分校があり、意向をほぼ同じくして、連携して地域用水導入に向けて動いている。

### (3) 分析3・地域用水導入諸条件の整理

(1), (2)で抽出した論点を整理し、地域用水導入諸条件、要因について、以下のことが考察できた。

#### 手続き的要因

##### ①河川協議での、存置検討井堰の検討

1989年1月の河川協議で、197の井堰が分類された。この内の存置検討井堰は慣行水利から許可水利への切り替えとみなされるため、地域用水取得の容易さでは、存置検討井堰が有利であると言える。

##### ②取水実態届出書での「雑用水」の記載

1967年3月の取水実態届出において、小田町は届出書に「雑用水」の項目が記載されていたことから、存置検討井堰に検討された。

##### ③県・市・小田町間での現況用水確保の協定書

行政という公的機関を含む、関連主体間での協議に基づく協定書になる。そのため、この協定書が小田町の要望の正当性を示す大きな根拠となった。

##### ④どのような名目で水利権を取るか

権利取得する場合には、どのような名目で取得するかも重要になる。小田町の事例では、環境用水と地域用水（雑用水）で議論がなされた。この二つは名目の違いによって水質調査などの手続きが変わる。小田町が最終的に地域用水で申請したのも、名目に関わらず用水を迅速に確保することが第一目的であったということに加え、この手続きの違いがあったことが大きな要因である。

#### 地域特性的要因

##### ⑤集落からの水源の距離

集落からの水源の距離によって、地域住民の意識から、取水施設や管理にも影響がある。

##### ⑥河川の流況

河川の流況によって、流水の引き入れが安定的に、容易に行えるかどうかという点に影響が出る。

##### ⑦水利権取得の契機となったもの

水とのなじみが深い地域であっても、例えば予期

せぬ災害等の影響で、水路に水が流れなくなる、といったようなきっかけがなければ、それ的重要性に気付かない、という場合がある。

#### ⑧水路の利用実態

水利権取得の契機と関連して、地域住民の日常的な水路の利用実態と、住民意識との間には密接な関連があると考えられる。

#### ⑨集落内での意向のまとめり

集落内の各関連主体が、意向を同じくして活動しているかどうかが重要であると言える。

また、阻害点・問題点は以下のように推察できる。

##### ①取水実態届出書での「雑用水」の記載

小田町の「雑用水」の記載は、地域用水取得の大きな要因となった。しかし、もし雑用水の記載がなかった場合には、阻害要因となった可能性があるということが、ヒアリング調査から明らかになった。

##### ②ハード面が阻害要因となった可能性

小田町はハード面で、江頭町に比べて恵まれた部分が多くかった。しかし、もしさうでなかつた場合、江頭町のように、阻害要因となった可能性がある。

##### ③名目の違による申請後の手続きの違い

用水の名目の違いは、行政側の判断による所が大きいが、住民側からすれば、地域用水の方が明らかにメリットが多く、問題点と言える。

##### ④申請してから許可までの長さ

小田町では、地域用水の申請から許可が下りるまでの間、内容の精査に約一年が経過している。この期間は水利権取得活動期の3分の1を占めており、問題点の一つと言える。

## 7. まとめ

地域用水導入諸条件として、存置検討井堰の検討、取水実態届出書、県・市・小田町間の協定書、名目、といった手続き的要因と、水源距離、河川の流況、水利権取得の契機、水路の利用実態、集落内の意向、といった地域特性的要因の、合わせて9点が明らかになった。一方、阻害点・問題点として、取水実態届出書、ハード面、名目の違による申請後の手続きの違い、申請してからの期間の長さ、といった4点が明らかになった。これら諸条件をまとめると、まず地域用水導入の大前提是、地元に導入の意思があるか、である。また実際に水路の利用実態があるか、関連する市民団体などがあるか、といった点も重要となる。その前提の上で、「雑用水」の記述や協定書といった条件が関係してくることになる。また補足として、慣行水利権がその地域に残っていた方が有利であり、加えて環境用水名目よりも地域用水名目である方が、地域側から見ればメリットが多いということも特徴と言える。

Many conditions for the local water introduction in the Hinokawa, Shiga basin  
and a study about the problem  
— For Oda Town Omihachiman City —

Nishikizawa laboratory 0612034 Naofumi Nishide

1. The background of this research

In late years an action to create environmental water and local water to draw a current into for hydrophilic refinement or waterway purification in an imminent waterway/river progresses.

Of the use that is near to environmental water for substance as for the example of Oda Town though is done, and do, is the example that it is unusual nationwide at the point that acquired permission water rights in the name of the sloppy water (local water).

Considerable backgrounds are different, but, as for the process to the introduction of the local water, it is thought that there may be the part which is common in one by an area as far as I watched a precedent example.

Investigation intends for Egashira Town of the neighboring town as Oda Town and a comparison object in this study and can go ahead through the study.

2. The purpose and meaning

In this study, I arrange the actual situation grasp of the local water introduction process in Oda Town Omihachiman City Shiga prefecture and the characteristic and obstruction point, problems and am aimed at clarifying many conditions in the introduction of the local water. For the significance of this study, it will be thought that it is for a big help of the introduction examination in future in an area with the possibility to change for local water introduction.

3. The method

I gather information of documents / HP related to local water and, from the investigation of the precedent study, arrange it about the maintenance business of the Hinokawa district and the summary of many systems.

For Oda Town and Egashira Town, I perform hearing investigation and the local survey of the

waterway.

Based on these investigation, I make a figure of local water introduction process.

I perform the following analysis next.

①I pay my attention from the viewpoint of distinction in a figure of process in the generation and arrange main activity and characteristic every time.

②Rearranging compares Oda Town and a hard aspect, a soft aspect of the local water of Egashira Town, the actual situation of the heart side and extracts a point at issue.

③I arrange a factor, the point at issue which I extracted and clarify local water introduction many conditions of Oda Town.

4. The conclusion

As local water introduction many conditions, nine points of the following became clear.

①The examination of the retaining examination dam in the river discussion.

②A mention of "the sloppy water" with the water intake actual situation report book.

③An agreement of the present situation water security at the prefecture/city/Oda Town interval.

④Which name do you get water rights by?

⑤The distance of the source of a river.

⑥The situation of the river streamflow.

⑦The thing which was an opportunity of the water rights acquisition.

⑧The use actual situation of the waterway.

⑨A unity of the intention in the village.

On the other hand, four points of the following became clear as problems an obstruction point.

①A mention of "the sloppy water" with the water intake actual situation report book.

②The possibility that hardware side became the disincentive.

③The difference of the procedure after the application by a nominal difference.

④Length before permission being granted after applying.

## 目 次

第一章	序論	1
1-1	研究の背景	3
1-2	研究の目的・意義	3
1-3	研究方法	4
1-3-1	調査対象	4
1-3-2	調査方法	4
1-3-3	分析方法	5
1-4	用語の説明	6
1-5	先行研究	7
	参考文献	8
第二章	地域用水の背景と制度について	9
2-1	地域用水の概念整理	11
2-2	地域用水取得のための申請手続き	11
2-3	近江八幡市日野川流域の概要と背景	11
2-4	地域用水の井堰との関連	13
2-5	地域用水の導入事例	14
	参考文献	15
第三章	調査対象地の概要と調査結果	17
3-1	近江八幡市小田町の概要	19
3-2	市民団体「メダカの学校小田分校」の概要	21
3-3	日野川改修対策委員会の概要	22
3-4	近江八幡市江頭町の概要	22
3-5	近江八幡市小田町の地域用水導入プロセス図	23
	参考文献	25
第四章	地域用水導入諸条件の分析結果	27
4-1	分析 1. 年代別から見た分析	29
4-1-1	「事業整備期」で行われた各活動の整理	29
4-1-2	「事業整備期」の特徴	31
4-1-3	「水利権取得活動期」で行われた各活動の整理	31
4-1-4	「水利権取得活動期」の特徴	34
4-2	分析 2. 両町の地域用水の特徴についての整理・比較	35

4-3	分析3. 地域用水導入諸条件の整理	40
	参考文献	44
第五章	本研究のまとめ	45
5-1	結論	47
5-2	今後の課題	48
Webページ		
謝辞		
APPENDIX		

## 図表目次

図 1-1	研究方法のフロー図	6
図 2-1	許可水利権取得までの手続きフロー	12
図 2-2	存置井堰数量整理表	13
図 3-1	調査地（近江八幡市小田町、江頭町）の位置	19
図 3-2	慣行水利権放棄の承諾書（打ち直し）	20
図 3-3	小田町内の組織概念図	20
図 3-4	メダカの学校における活動風景	21
図 3-5	日野川改修対策委員会会則（打ち直し）	23
図 3-6	小田町の地域用水導入プロセス図	24
図 4-1	河川協議の同意書（打ち直し）	29
図 4-2	県・市・小田町間での現況用水確保の協定書（打ち直し）	30
図 4-3	小田町開渠・暗渠分布図	37
図 4-4	小田町・新堂の樋	37
図 4-5	江頭町・天王の樋	38
表 1-1	ヒアリング調査、現地踏査対象一覧	5
表 4-1	事業整備期における主な事業と、重要な出来事	31
表 4-2	水利権取得活動期における主な説明会、行政内部協議	32
表 4-3	水利権取得活動期における主な協議と、重要な出来事	35
表 4-4	小田町と江頭町の地域用水の特徴	35
表 4-5	地域用水導入のための重要な論点	38
表 4-6	地域用水導入諸条件、要因	42
表 4-7	地域用水導入の阻害点、問題点	43

# 第一章 序論

## 第一章 序論

### 1-1 研究の背景

20世紀に先進国を中心として起こった急速な都市化・工業化により、水需要が増大し、用水供給事業や複雑な流量制御を伴う、河川・湖沼整備事業の必要性が高まった。ダム建設をはじめとする大規模な水資源開発や治水・渇水対策事業は世界のいたるところで展開され、日本でも都市化の進展によって市街地が拡大し、かつては水田であった地域の農業用水路が廃止されて身近な生活空間で水路や水辺が消滅するという事態が続いてきた<sup>1)</sup>。そのため、生活環境の中に緑と水辺を復活させたいという要望が都市住民の中から、1980～1990年代の時点から高まり始め、近年では、身近な水路・河川などに流水を引き入れて親水性を高めたり、水路などを浄化したり、動植物などの生息・生育環境及び歴史的文化遺産を保護・保全しようという、環境用水や地域用水を創出する取り組みが進展している。これまで「水なし川」や「汚れ川」のまま放置されて人々の関心が薄れてしまった都市小河川や下水路、ひいては農業水路などにおいて河川の流水を使用して通水する、水環境再生への新たな動きが見られる。

この先行事例として、代表的なものに仙台市の六郷堀・七郷堀通水事業と新潟市の亀田郷土地改良区が挙げられるが、足立（2005）の研究<sup>2)</sup>と亀田郷土地改良区の公開している情報<sup>3)</sup>によると、そのどちらも事業を地域住民が、環境改善を求めて訴えたことが原動力となっている。しかし2009年2月現在で環境用水の許可水利権を取得し、導入にまで至っているのはこの仙台市と新潟市のわずか2事例しかなく、地域用水の許可水利権取得事例も非常に少ない。許可水利権を取得し、水路に水を流すという取り組みは全国的に見てもまだまだ難しい点が多い。また導入する際の影響は広範囲に渡り、水利権も関係して地域住民や自治体、行政間での合意形成が必要になってくる。

### 1-2 研究の目的・意義

本研究では、滋賀県近江八幡市小田町（以下、小田町）における地域用水導入プロセスの実態把握と、その特徴や阻害点、問題点を整理し、地域用水の導入にあたっての諸条件を明らかにすることを目的とする。

本研究の意義としては、今後、地域用水導入に向けて動く可能性のある地域において、導入検討の大きな一助になると考えられる。

### 1-3 研究方法

本研究では、研究目的と対応して、以下の調査・分析方法を取って研究を進める。

#### 1-3-1 調査対象

滋賀県では古くからかんがい排水事業が展開しており、近年になって水利権の統廃合が行われている。これまでで地域用水としての許可水利権を取得した事例というのは稀であり、滋賀県内での地域用水の取得事例は、2009年6月時点で、小田町を含めて2つとなる。しかし、その小田町以外のもう一つの事例は、地域用水よりもかんがい用水の確保が主目的であったため、本研究の調査対象からは除外した。

加えて小田町の事例は、実質的には環境用水に近い利用のされ方をしているにも関わらず、雑用水（地域用水）の名で許可水利権を取得したという点で、全国的にも非常に珍しい事例である。

先行事例を見た限り、地域用水の導入への経緯は、地域によってかなり背景が異なってくるが、一方で共通する部分もあるのではないかと考えられる。よって小田町の事例を詳しく調査することは、今後地域用水導入に動く可能性のある地域において、導入検討の大きな一助になると考えられる<sup>4)</sup>。

以上の理由を踏まえ、本研究では調査対象地を滋賀県近江八幡市小田町とする。

また、小田町の隣町である江頭町では、取水井堰がすでに廃止対象になってしまっているものの、地元住民の中で水利権取得の意向があった。同じように地元住民の意向があり、かつ水利権取得に至った小田町との比較事例として、江頭町も調査対象に含めることとした。

調査対象者は主に両町の自治会のほか関連組織となるが、地域用水の行政上の手続きも把握しておく必要があるため、行政の各担当部局も調査対象とする。

#### 1-3-2 調査方法

まず地域用水に関連した文献・HPの情報収集を行い、先行研究の調査から、日野川地区の整備事業と諸制度の概要について整理する。また小田町、比較対象として江頭町を対象に、ヒアリング調査と、水路の現地踏査を行う。

ヒアリング調査は、小田町においての地域用水導入プロセスの把握を目的とし、滋賀県庁各課から東近江土木事務所、近江八幡市役所などの行政関連主体から、小田町自治会などの、地域住民組織に対して実施した。

現地踏査では、小田町においては実際に町内をすべて歩いて回り、町内水路の様子について写真を撮り、また水深、水路内の生物についての記録を取った。江頭町においては町内的一部を歩いて回り、町内水路の様子について写真を撮った。

表 1-1 ヒアリング調査、現地踏査対象一覧

ヒアリング対象者		ヒアリング日時	質問内容
行政	滋賀県庁耕地課・主幹	(2009/5/21)	滋賀県内の存置検討・廃止井堰について
	滋賀県庁河港課・主査	(2009/11/26)	河川協議について、各資料の有無の確認
	東近江土木事務所 河川砂防課・主任技師他	(2008/11/21)	地域用水の行政内での扱いについて、小田町内での水利権の経緯について
	近江八幡市役所都市産業部 土木管理課・課長他	(2009/10/15)	小田町の水利権許可書・申請書について、日野川改修工事に係る小田町説明会について
	琵琶湖河川事務所 占用調整課・管理係長他	(2010/1/15)	国交省内での地域用水の扱いについて、行政内部の協議の詳細について
	小田町自治会・会長	(2009/3/17, 7/03)	小田町の概要、新堂の樋の概要、水利権取得を決めた経緯について、行政間での話し合いについて
住民等	江頭町自治会・元会長	(2009/8/21)	江頭町の概要、天王の樋の概要、自治会内の意向について
	日野川改修対策委員会・委員長	(2009/8/04)	日野川改修対策委員会の概要、県・市・小田町間の協定書について
	メダカの学校小田分校・事務局担当者	(2009/7/03)	メダカの学校小田分校の概要、自治会や地域用水との関連について

現地踏査対象地	現地踏査日時	踏査内容
近江八幡市小田町・町内水路	(2009/3/17, 8/11)	町内水路の写真撮影、水深計測、生物の確認
近江八幡市江頭町・町内水路	(2009/8/21)	町内水路の写真撮影
神奈川県川崎市・二ヶ領用水	(2009/6/12)	水路の写真撮影
新潟県新潟市・亀田郷	(2009/9/16)	水路の写真撮影

また本研究のテーマに関連する調査として、神奈川県川崎市の二ヶ領用水、新潟県新潟市の亀田郷においても、それぞれ現地踏査を行った。

以上の調査の概要については、表 1-1 に示す。

ヒアリング調査と現地踏査に基づき、導入経緯、関連主体、主な論点などに着目して時系列に抽出して整理し、行政や住民などの各関連主体ごとに、地域用水導入プロセス図を作成する。

### 1-3-3 分析方法

分析は以下の 3 つの手順を踏んで行う。

分析 1 として、上記で作成したプロセス図を、「事業整備期」と「水利権取得活動期」の年代別の観点から着目し、各時期ごとに主な活動や特徴を抽出し、整理する。

分析 2 として、小田町と江頭町の地域用水のハート面（水量・取水施設、水路の形態など）、ソフト面（水利権取得の経緯、管理方法など）、ハート面（各主体の意向）について実態を整理・比較し、重要となる論点を抽出する。

分析 3 として、地域用水取得に至った要因、抽出した論点などを整理し、地域用水導入諸条件を明らかにする。

以上で述べた、本研究の流れは図 1-1 に示す。

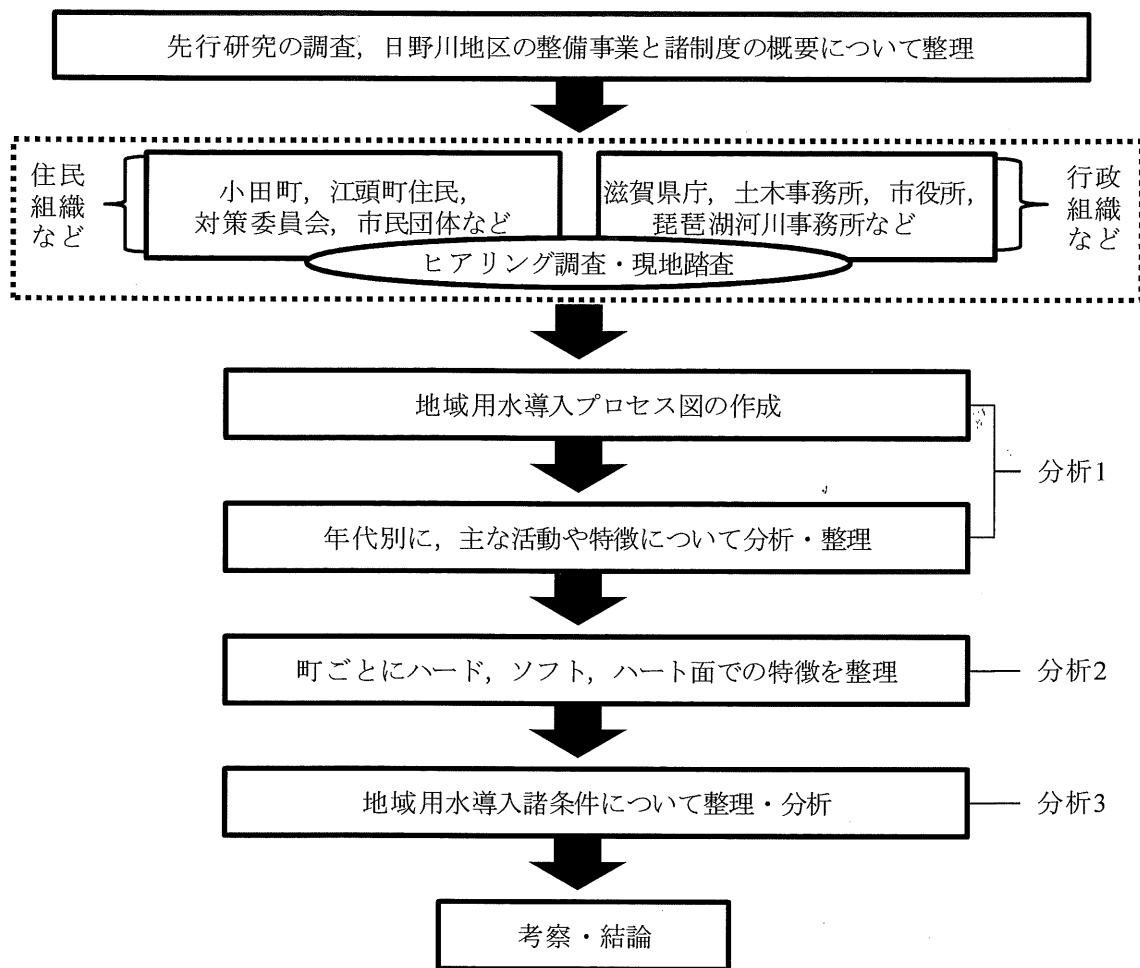


図 1-1 研究方法のフロー図

#### 1-4 用語の説明

- 地域用水

第二章にて概念整理を行っているので、そちらを参照のこと。

- 環境用水

第二章にて概念整理を行っているので、そちらを参照のこと。

- 雜用水

一般的な意味合いとしては、地域用水のそれとほぼ変わらない。特に国交省では地域用水という用語は正式には使われておらず、この雑用水という表現を用いている<sup>5)</sup>。実際に小田町の許可水利権も「雑用水」であると許可書に明記されている。国交省は水利権の統廃合を推し進めるにあたって、治水安全上の観点からも、今後は慣行水利権を基本的に廢止して、環境用水での許可水利権に切り替えていきたいと考えている。その中で雑用水（地域用水）として許可水利権を取得した小田町の事例はかなり特異であると言える。

### ● 慣行水利権

現在になって、水を農業用水や地域用水といった、分類や分析をしなければならなくなっているのは、河川法と水利権の存在が大きな要素となっている。河川法は1896年に制定され（旧河川法と呼ばれる）、その後治水・利水の体系的な制度の整備のために1964年に改正され（新河川法と呼ばれる）、1997年には治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備のために再度改正され、現在に至っている。水利権とは、実定法上明確に意義・内容は定められてはいないが、狭義には「一般的に公水を継続的、排他的に使用する権利」と解されている<sup>6)</sup>。その上で慣行水利権とは、旧河川法が制定された1896年の時点において、すでに河川から取水を行っていたものを言い、これについては改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされる<sup>7)</sup>。その後の河川法改正後にも、変わらず旧来通りの効力が認められている。実際、現在においても、後述する許可水利権と効力は変わらないと解釈されている<sup>5)</sup>。

### ● 許可水利権

1964年に改正された新河川法では、新たに河川の水の利用に当たっては、河川管理者の許可を得ることが必要と定められた。この河川法に基づく手続きを行い、河川管理者から許可された水利権が許可水利権となる。なお慣行水利権は、近年ではダム建設や取水施設の統廃合、水路改修などのかんがい排水事業の実施に際して許可水利権に切り替えられてきている<sup>8)</sup>。

## 1-5 先行研究

地域用水や環境用水のことについての先行研究としては、中村（2008）の「環境流水（E-フロー）をめぐる世界の動向とわが国の取り組み」<sup>1)</sup>や、東ら（2007）の「赤野井湾流域における水環境再生の展望」<sup>9)</sup>、中西（2002）の「農業用水の地域用水機能の維持・増進」<sup>6)</sup>、丹治（2002）の「流域管理と地域用水の今後の制度的展開」<sup>10)</sup>、足立（2005）の「仙台市における環境用水通水の取り組み」<sup>2)</sup>、秋山（2007）の「環境用水の性格と機能」<sup>11)</sup>、錦澤（2007）の「環境用水の導入に向けた市民参加と合意形成」<sup>12)</sup>など多数挙げられる。しかし、地域用水の許認可権や、そこに至るプロセス、導入に向けた諸条件について明らかにした研究はほとんどなく、先行研究は見当たらない。

<参考文献>

- 1) 中村正久：環境流水(E-フロー)をめぐる世界の動向とわが国の取り組み, 環境技術, 37(10), pp.716-721(2008)
- 2) 足立徹：仙台市における環境用水通水の取り組み, 河川, 10, 26-31(2005)
- 3) 亀田郷土地改良区：全国初！環境用水の水利使用が許可される  
<[http://www.kamedagou.jp/oshirase/071116\\_kyousui.html](http://www.kamedagou.jp/oshirase/071116_kyousui.html)>, 2007-11-16
- 4) 秋山道雄, 2009-12-24, 私信
- 5) 琵琶湖河川事務所管理係長, 2010-1-15, 私信
- 6) 中西滋樹：農業用水の地域用水機能の維持・増進, 農業土木学会誌, 70(9), pp.799-802(2002)
- 7) 国土交通省：水利権制度等  
<<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/seido/suiriken1-1.html>>, 2009-12-16
- 8) 農林水産省：都市用水への転用  
<[http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi\\_agwater/k\\_city/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/k_city/index.html)>, 2009-12-15
- 9) 東善広, 長尾是史：赤野井湾流域における水環境再生の展望, 環境技術, 36(2), pp.113-118(2007)
- 10) 丹治肇：流域管理と地域用水の今後の制度的展開, 農業土木学会誌, 70(9), pp.813-817(2002)
- 11) 秋山道雄：環境用水の性格と機能, 環境技術, 36(2), pp.89-93(2007)
- 12) 錦澤滋雄：環境用水の導入に向けた市民参加と合意形成, 環境技術, 37(10), pp.710-715(2008)

## 第二章

# 地域用水の背景と制度について

## 第二章 地域用水の背景と制度について

### 2-1 地域用水の概念整理

地域用水とは、一般的には「身近な水路・河川などに流水を引き入れる取り組み」だということは第一章で述べた。しかし、近年この概念は、関係省庁では環境用水という言葉で広く表現されている。国土交通省と農林水産省において、環境用水とは「水質、親水空間、修景など生活環境または自然環境の維持、改善などを図ることを目的とした用水」と定義されており<sup>1), 2)</sup>、環境省では「水質の改善、良好な景観や親水・レクリエーション空間の保全・創出、動植物の生息・生育環境の保全等のために使用される水」としている<sup>3)</sup>。これらの定義は多少の認識の差はあるものの、本質的にはほぼ同じものを指している。

しかし、地域用水は、環境用水に似た考え方であるものの、河川管理者である国土交通省は建設省時代から、地域用水という名称を用いてこなかった背景がある。一方で農林水産省は、その時代から現代に至るまで地域用水の名称を使い続けていた。現代においては、環境用水は前述した定義のように、広く解釈され、地域用水は「防火、景観、農器具洗浄などの目的に使われる、非かんがい期に農村部を中心として流れている用水」という限定的な認識で捉えられている<sup>4)</sup>。

地域用水と環境用水では、名義の違いだけで行政内での手続きから、水利権上での扱いも変わってくる。本研究では地域用水を、前述した「防火、景観、農器具洗浄などの目的に使われる、非かんがい期に農村部を中心として流れている用水」と定義する。

### 2-2 地域用水取得のための申請手続き

地域用水は 1970 年代からのかんがい排水事業に伴い、従来から取水してきた慣行水利から、新たな合理的な水配分を目指しての許可水利として現在の行政では扱われている。

許可水利権としての地域用水を取得するには、一般的には図 2-1 のような手続きを取る。基本的には事前調査から始まり、必要水量の検討、水源状況の確認、実施・管理体制の検討、施設の使用に係る手続きや河川協議が必要となる。農林水産省では先行事例を参考にし、「運営組織を設立し関係者との協議の場を設けることが効果的」と推奨している<sup>2)</sup>。

### 2-3 近江八幡市日野川流域の概要と背景

滋賀県の琵琶湖において、水資源量は北部が多く、南部は少ない。それに対して人間活

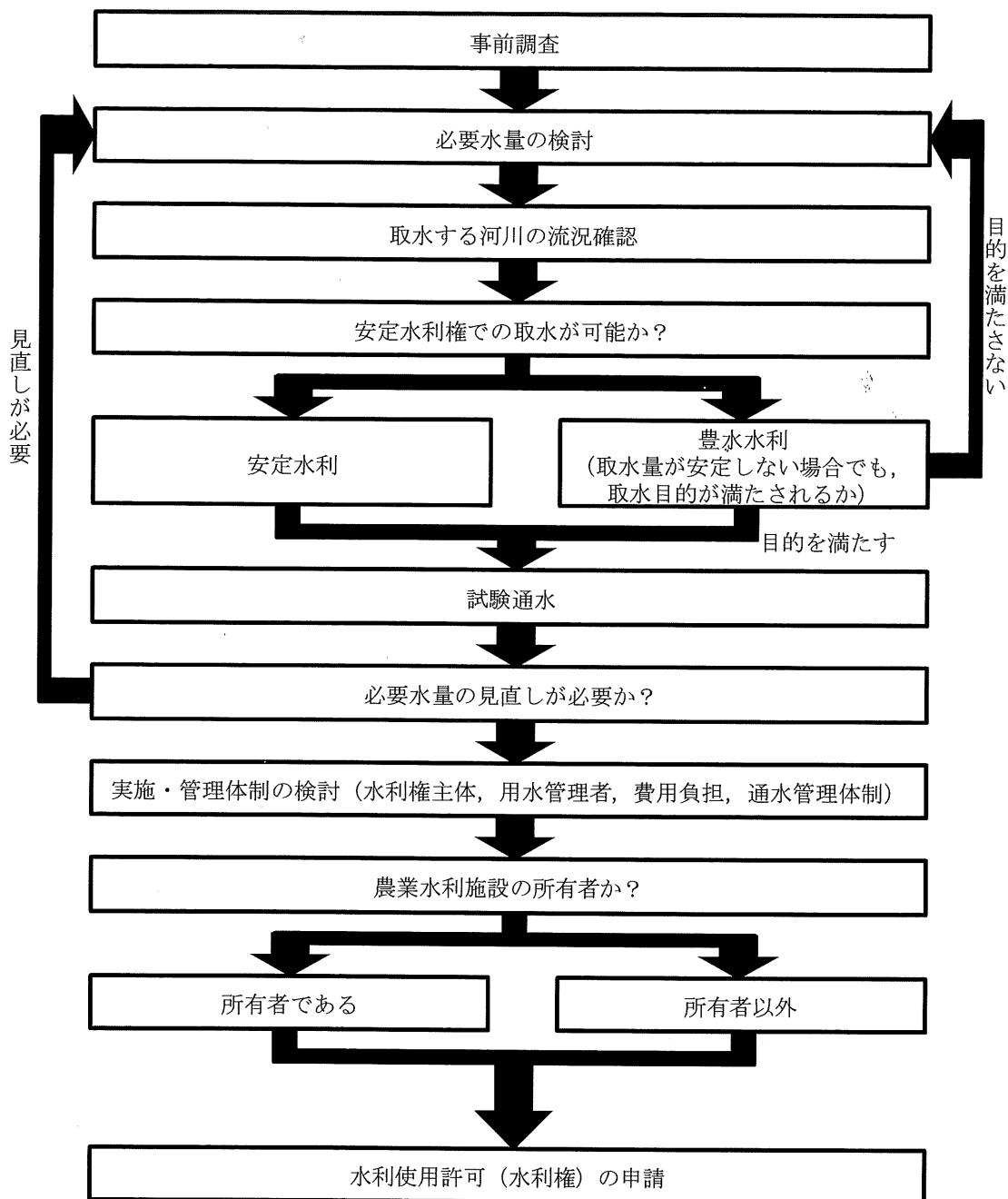


図 2-1 許可水利権取得までの手続きフロー<sup>2)</sup>

動に伴う水利用量は北部が少なく、南部が多い。南部では少ない水資源量を補うための、ため池が従来から利用してきた。琵琶湖に注ぐ日野川は、上流部は浸食の激しい花崗岩からなるため、下流部には小石や岩石が堆積しやすく、天井川となっている。水資源量の少なさから、常時渇水が問題になる一方で、上流では局地的な豪雨が発生するため、洪水が頻発した河川でもある<sup>5)</sup>。このような水利の不安を解消するため、古くから開発が行われてきたが、かんがい用の農業用水は長らく不足したままで、同時に複雑な慣行水利が存

続してきた。流域沿いの近江八幡市・蒲生町・日野町・竜王町では、この不足しがちな農業用水を井堰やため池、地下水などの不安定な水源に頼っていた。

## 2-4 地域用水の井堰との関連

日野川流域の地域用水は、前述した井堰とそれに付随する水利権の整備を背景として、存置検討のままになっている場所が多い。

近江八幡市・蒲生町・日野町・竜王町では元々、農業用水を井堰やため池、地下水などの不安定な水源に頼っていた。特に井堰は日野川流域内に計 197 箇所あり、慣行水利権のもとに取水が行われていた。この日野川流域の全井堰の分布図については、Appendix の図 1-1～1-2 に示す。

しかし 1970 年代から用水不足の解消を目的として、国営日野川地区農業水利事業や県営日野川地区かんがい排水事業が着工した。同時に従来から取水してきた慣行水利を統廃合し、新たな合理的な水配分が出来るようになると、流域内のかんがい目的で使用されていた井堰は、原則すべて廃止という措置が取られた。しかし、圃場整備の進捗とかんがい排水事業の進捗には時間的な開きがあり、慣行水利を活かした水路整備が出来てしまった所や、ため池などの地域内の水源を活用するために必要な井堰など、当初に想定できなかった必要な井堰がいくつか判明した。このことから、1989 年 1 月に農林水産省、県、市町、土地改良区、河川管理者の間で河川協議が行われ、それら必要な井堰は「廃止井堰」とは別に、「存置検討井堰」として残されている<sup>6)</sup>。

日野川流域の井堰を、存置と廃止の観点から分類した事業関係井堰廃止・存置区分一覧表は、Appendix の図 1-3～1-6 に示す。下記図 2-2 の存置井堰数量整理表は、その抜粋になる。

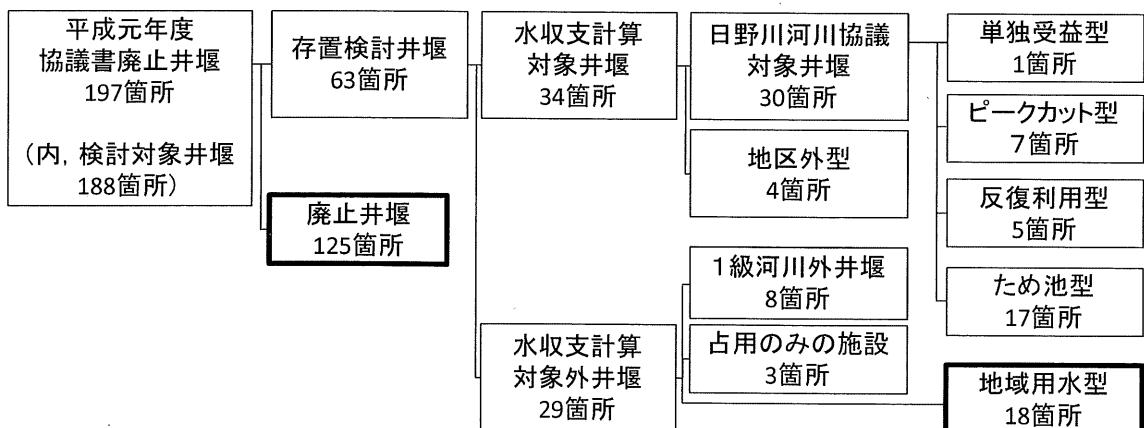


図 2-2 存置井堰数量整理表

検討対象井堰は重複登録を除いた 188 箇所で、存置検討井堰が 63 箇所、廃止井堰が 125 箇所となり、存置検討井堰の中でも、水収支計算対象外として、地域用水型 18 箇所が検討されている。

調査対象地である小田町の取水井堰「新堂の樋」は、図 2-2 の中で地域用水型に属し、江頭町の取水井堰「天王の樋」は、廃止井堰に属する。

## 2-5 地域用水の導入事例

滋賀県日野川流域の、存置検討井堰のうち、地域用水型として残されているものは 18 箇所あるが、その内で地域用水を正式な許可水利権として取得しているのは、2009 年 6 月現在で小田町しか事例がない。

全国での導入事例として視野を広げると、第一章で述べたとおり、代表的なものに仙台市の六郷堀・七郷堀通水事業と新潟市の亀田郷土地改良区が挙げられるが、そのどちらも事業を地域住民が、環境改善を求めて訴えたことが原動力となっている。このことは小田町の事例でも共通してくる。

<参考文献>

- 1) 国土交通省：環境用水に係る水利使用許可の取り扱いについて  
<[http://www.mlit.go.jp/river/hourei\\_tsutatsu/kankyo/press/200601\\_06/060320/060320\\_tutatu.html](http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/kankyo/press/200601_06/060320/060320_tutatu.html)>, 2006-3-20
- 2) 農林水産省：環境用水の水利権取得に関する手引き  
<[http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kankyo\\_yousui/tebiki.html](http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kankyo_yousui/tebiki.html)>, 2009-3
- 3) 環境省：「環境用水の導入」事例集～魅力ある身近な水環境づくりにむけて～  
<<http://www.env.go.jp/water/junkan/case2/index.html>>, 2007-3
- 4) 秋山道雄, 2009-12-24, 私信
- 5) 琵琶湖流域研究会：琵琶湖流域を読む 下, 10-38, pp.206-214, サンライズ出版 (2003)
- 6) 滋賀県庁主幹：Re: 滋賀県立大学の西出尚史です。先日頂いた資料についての質問です。, 2009-05-08, 私信

### 第三章

## 調査対象地の概要と調査結果

### 第三章 調査対象地の概要と調査結果

本章では、まず本研究の調査対象地である滋賀県近江八幡市小田町、江頭町の概要について述べ、次に実施したヒアリング調査から得られた結果について述べる。

#### 3-1 近江八幡市小田町の概要

本研究の調査対象地である滋賀県近江八幡市小田町、江頭町の位置を図 3-1 に示す。小田町の取水井堰は新堂の樋で、江頭町の取水井堰は天王の樋である。近江八幡市は図 3-1 に示すように滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東岸に位置し、日野川流域は近江八幡市の他、蒲生町・日野町・竜王町にまたがっている。

日野川流域で唯一の水利権取得事例として、小田町がある。近江八幡市の南西部に位置し、日野川堤防に隣接しており、古くから日野川の水の恵みに親しんできた町といえる。

町内では、元々、慣行水利で防火・生活・かんがい用水として水を利用していた。しかし、慣行水利権自体は 1978 年に、かんがい排水事業に伴って廃止された。この慣行水利権の廃止は小田町に限ったものではなく、かんがい排水事業の受益地内のものは全て廃止という形になっている（図 3-2 参照。なお、図 3-2 は撮影した写真を基にして、Word 形式で見やすいように打ち直したものである。撮影した写真は Appendix の図 8-1 に収録してある）。この慣行水利権廃止については、地元自治会には情報がうまく伝達されておらず、町内では変わらず取水が続けられていた。

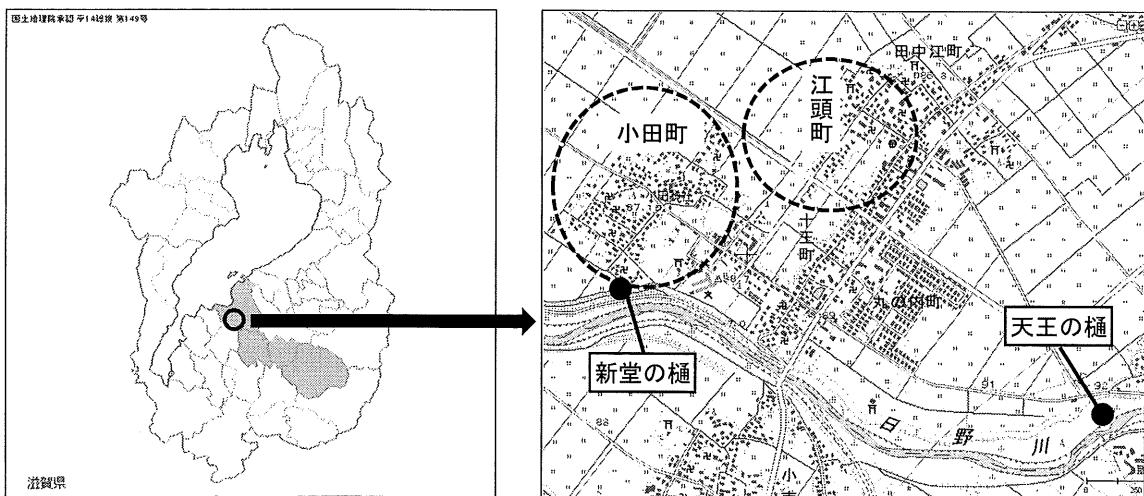


図 3-1 調査地（近江八幡市小田町、江頭町）の位置

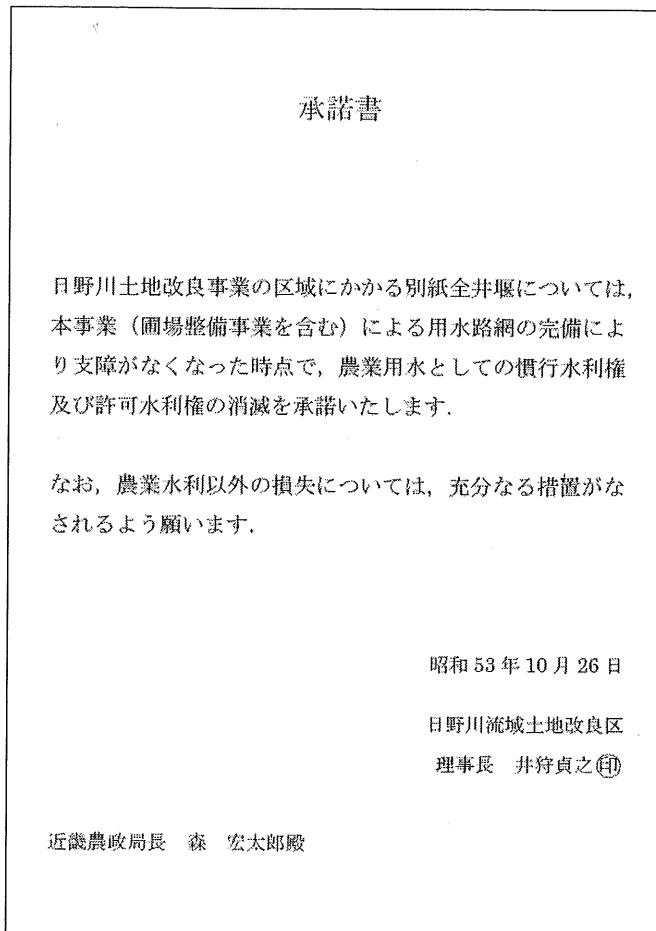


図 3-2 慣行水利権放棄の承諾書（打ち直し）

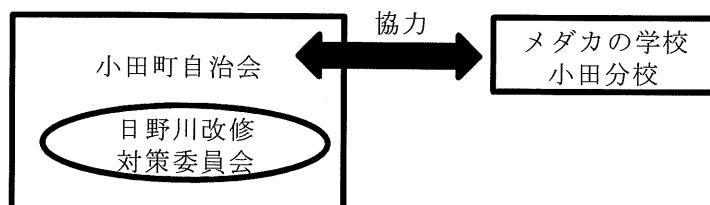


図 3-3 小田町内の組織概念図

慣行水利権廃止の情報が自治会に伝わったのは、2006年6月に開かれた、河川改修についての第三回説明会の場であり、これを大きな契機として、小田町は許可水利権での地域用水取得のために動き出すこととなる<sup>1)</sup>。

小田町内には、自治会の他に市民団体「メダカの学校小田分校」や、日野川の河川改修に伴って設立した「日野川改修対策委員会」といった運営組織が存在している。それぞれの組織の概要は後述するが、小田町内の組織概念図については図3-3のようになっている。

### 3-2 市民団体「メダカの学校小田分校」の概要

「メダカの学校小田分校」とは、小田町にある市民団体である。この団体のメンバーが小田町内水路を見た時に、メダカなどの生物が多く生息していることに気付き、それらを大事に守っていかなければならないと感じたことをきっかけとして、2000年4月に地域住民の有志が中心となって発足した。組織形態としては、図3-3に示すように、厳密には自治会に属さず、独立している。また、「小田分校」という名前ではあるものの、他に「メダカの学校本校」といった団体があるわけではなく、そういう団体に属してもいない。あくまで小田町内単独の団体である。

活動内容としては、基本的には事務局員らが少年時代に体験したことを、現在の子ども達に追体験してもらうという考え方に基づき、水路での魚つかみ、小田町周辺の寺巡り、休耕田を活用したメダカ池づくりなどが行われている。一方で、日野川メダカシンポジウム、不耕起稲作などの、単なる追体験ではない試みもされている。活動日は不定期ではあるが、主に土、日曜日となっている<sup>2)</sup>。

メダカの学校小田分校の活動の様子は、図3-4に示す（主な活動地についての地図はAppendixの図2-1に収録）。

地域用水との関連では、2006年10月には県知事宛てに、「堰の崩壊を修復し、町内水路に水を流してほしい」という内容の陳情書を送っている（Appendixの図2-2～2-3参照）。また、2007年7月に新堂の樋の導水管が決壊し、町内水路に水が流れなくなった時には、魚つかみの場所を町内水路から日野川堤防内に切り替える必要に迫られている。町内水路に水が流れているかどうかが、活動内容にも大きく影響するため、小田町の地域用水の申請に関しては、自治会に環境用水名義で申請をしてはどうかという提案を行っている他、連携しての署名活動やシンポジウム企画を通して、町内の水利権取得への気運を盛り上げている。



図3-4 メダカの学校小田分校における活動風景

### 3-3 日野川改修対策委員会の概要

日野川流域では、1990 年に台風 19 号の被害がきっかけで、災害復旧事業として県の土木事務所が日野川河川改修事業に着工したが、この事業に対応して 1996 年に、小田町内に「日野川改修対策委員会」が設立される。この段階では土地改良区主体で、主に土地買収について話し合っていた。しかし、1998 年に県・市・小田町の間で現況用水確保の協定書が結ばれたことや、日野川の改修が小田町の近くまで進んできていたことなどを受けて、「自治会と一体にならなければ水利権が取れない」という考えのもとに、2004 年に再編した。これ以降、話し合う内容も地域用水に関連する事柄に変化している<sup>3)</sup>。

2004 年に再編した際に、委員は自治会会长、副会長、農業改良組合長、市議会議員、商工会、消防班長、メダカの学校校長、日野川管理委員、日野川土地改良区総括監事などで構成された。基本的にはこの再編後に、地域用水取得への取り組みに関係するようになっている。再編後の委員会の目的は、日野川河川改修の促進や、1998 年の協定書の、締結内容の早期解決など（図 3-5 参照。図 3-5 も打ち直したものなので、撮影した写真は Appendix の図 8-2～8-3 に収録）。再編したことにより、組織の立ち位置としては自治会の外にあったものから、自治会内部のものに変わった（図 3-3 参照）。再編後は土地改良区から自治会主体へと移り、地域用水についての協議を現在でも続けている。

### 3-4 近江八幡市江頭町の概要

小田町の北東部に、隣町として江頭町が位置している（図 3-1 参照）。神話にて倭姫皇女が立ち寄られた地として、「江頭」という地名の由来となっているように、古くから川筋と水に恵まれ、室町時代以前から、琵琶湖の入り江に面した港として栄えてきた。同時に、干ばつや風水害などのせめぎ合いも、近代の 1980 年代ごろまで長く続いていた<sup>4)</sup>。

1950 年代以前は川と道の割合がほぼ半々で、川幅が広く、水郷の里と呼ばれるほど、水路を舟が行き来していた。しかし、1955 年に、道路が改修されて暗渠が増加した。また当時は戦後で、国を挙げて食糧増産の向きがあったため、水路も無理やり水田に埋め立てる改修が進められていた。それでも圃場整備直前の 1975～1985 年ごろは、江頭は江頭港と呼ばれ、舟で水路を行き来し、米や牛を運ぶ生活様式がまだ残っていた。しかしその後の圃場整備に伴って、水路も埋め立てられ、更に取水井堰であった天王の樋が 1992～1993 年ごろにコンクリートで固められ、水路に完全に水が流れなくなってしまった。加えて、かろうじて残っていた水路も、土地改良区が道路にすべきだと判断して整備してしまった。

現在では、村の時代から江頭内を流れていた川も幹線道路に飲み込まれてしまい、面影がない。残っている水路は昔に比べると非常に細く、下水が流れているだけとなっており、藻が多く生えている。

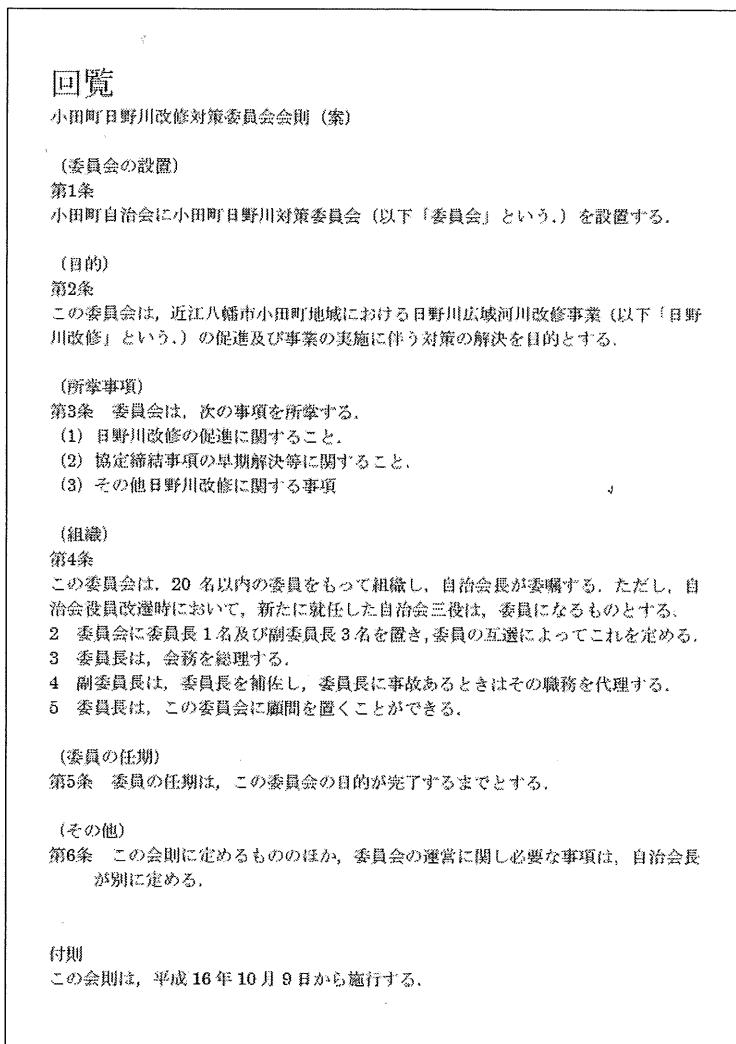


図3-5 日野川改修対策委員会会則（打ち直し）

また、かつては雑用水として使っていたという実態があったことが確認されている<sup>5)</sup>。

### 3-5 近江八幡市小田町の地域用水導入プロセス図

以上の調査結果から、時系列と関連主体を考慮し、小田町の地域用水導入プロセス図を作成したものが、図3-6になる。図左側から時期、年代、起った事象などの順に並べてあり、重要な出来事については星のマークで示してある。図右側には、国政（琵琶湖河川事務所、その他）・県政（滋賀県庁関係、東近江土木事務所）・市政（近江八幡市役所）・小田町内（小田町自治会、メダカの学校小田分校、日野川改修対策委員会、地域住民）の、各関連主体がどのように関わったかを表してある。

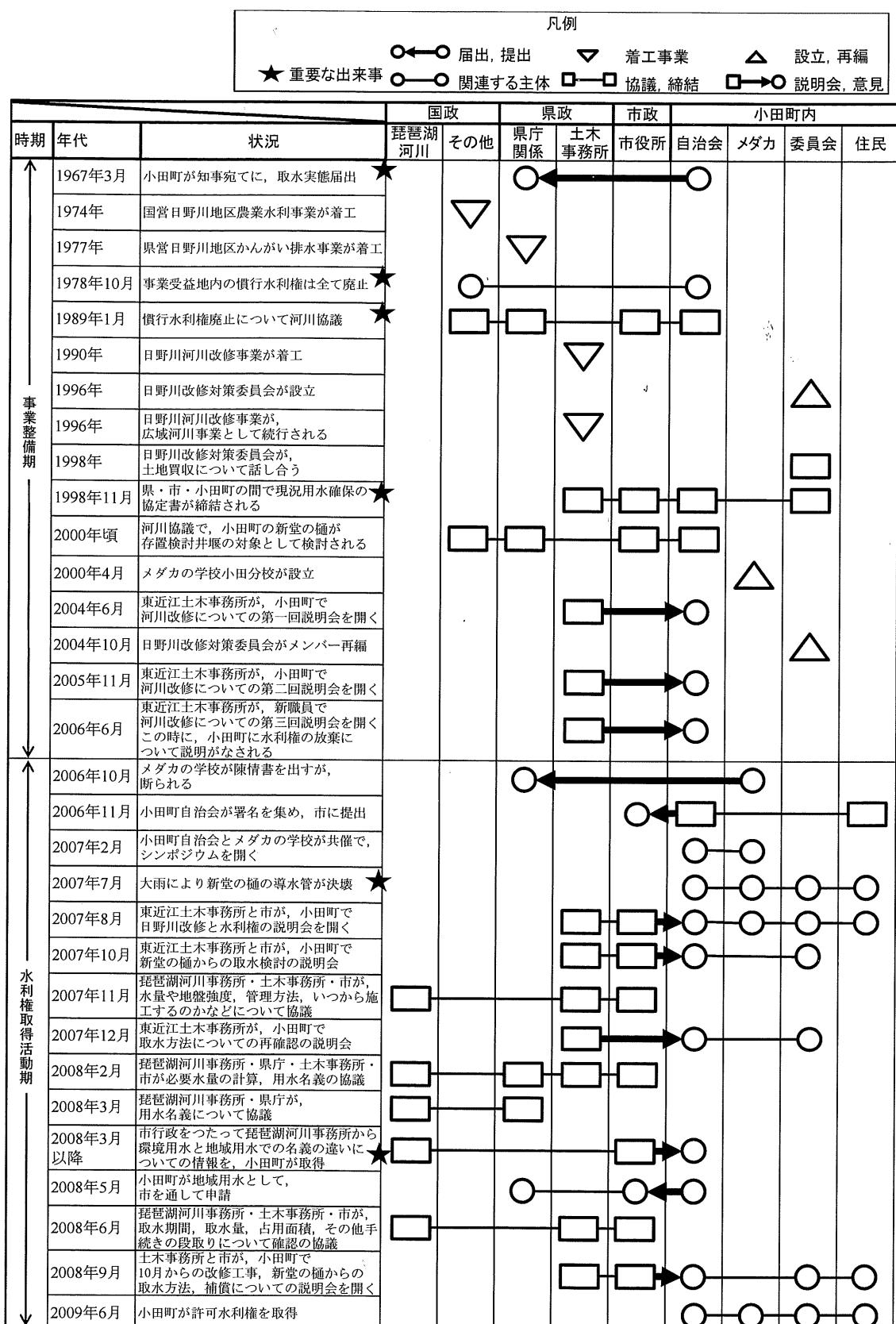


図 3-6 小田町の地域用水導入プロセス図

<参考文献>

- 1) 小田町自治会長：2009-3-17，私信
- 2) メダカの学校小田分校事務局員：2009-7-03，私信
- 3) 日野川改修対策委員会長：2009-8-04，私信
- 4) 江頭町史編纂委員会：江頭町史 生々流転，pp.34-110，江頭町自治会（1998）
- 5) 江頭町自治会元会長：2009-8-21，私信

## 第四章 地域用水導入諸条件の分析結果

## 第四章 地域用水導入諸条件の分析結果

### 4-1 分析 1. 年代別から見た分析

本章では、第三章で作成した図 3-6 の、地域用水導入プロセス図を用いて分析を行う。地域用水導入プロセス図の年代に着目すると、大きく分けて 1967 年 3 月～2006 年 6 月までを「事業整備期」、2006 年 10 月～2009 年 6 月までを「水利権取得活動期」と分けることができる。それぞれの年代に着目して、まずは以下の分析を行った。

#### 4-1-1 「事業整備期」で行われた各活動の整理

事業整備期では、全体的に行政が主な主体となる。近江八幡市の日野川流域が水利の不

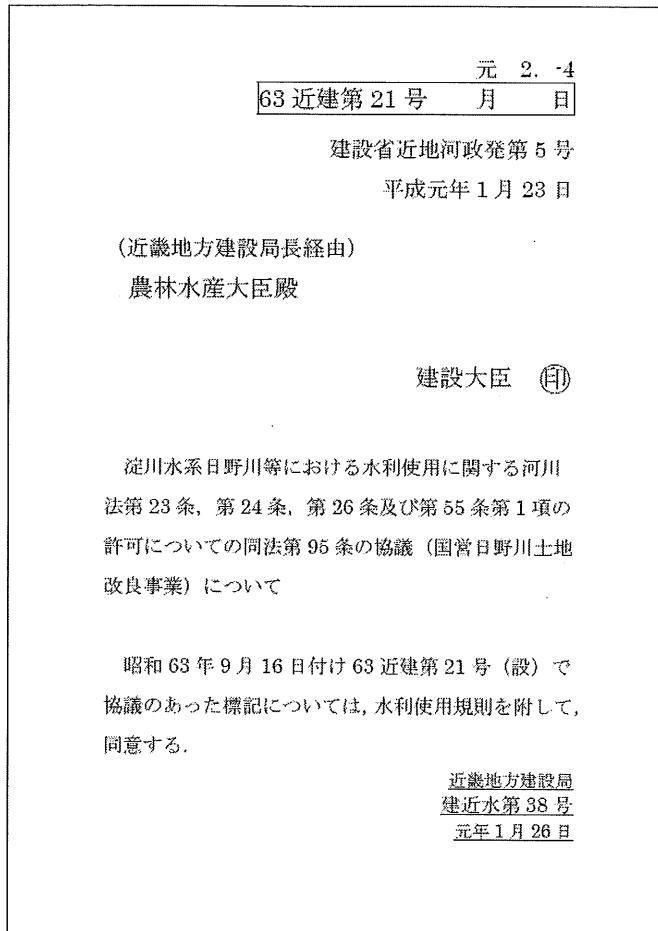


図 4-1 河川協議の同意書（打ち直し）

安に悩まされてきたことは第三章で述べたが、そのような状況を受けて、県は日野川流域沿いの各町に 1967 年 3 月に取水実態について届出をさせ（届出書については、Appendix の図 3-1～3-2 を参照）、1974 年には国が国営日野川地区農業水利事業に、1977 年に県が県営日野川地区かんがい排水事業に着手している。これらの事業展開に伴い、1978 年 10 月に原則、事業受益地内のかんがい目的の慣行水利権と、197 箇所の井堰が廃止となった（慣行水利権放棄の承諾書については、第三章の図 3-2 か、Appendix の図 8-1 を参照）。しかし、これら井堰は 1989 年 1 月に農林水産省、県、市町、土地改良区、河川管理者の間で河川協議が行われ、存置検討井堰として検討されている。この河川協議の同意書は図 4-1 に示す（図 4-1 も打ち直しなので、撮影した写真は Appendix の図 8-4～8-5 に収録）。

1990 年からは台風 19 号の被害をきっかけとして、日野川の河川改修が実施され、1996 年には小田町において日野川改修対策委員会が設立している。同年から、河川改修は広域河川事業として続行されることが決定している。1998 年には日野川改修対策委員会が、土地改良区主導で土地買収について会議を行っている。一方で県・市・小田町の間で現況用

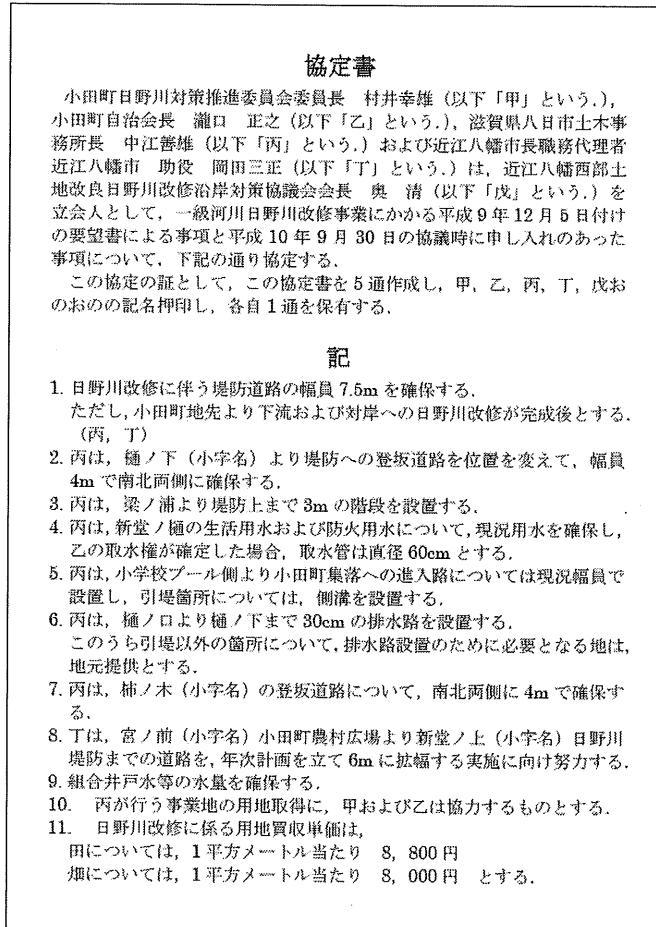


図 4-2 県・市・小田町間での現況用水確保の協定書（打ち直し）

水確保の協定書が同年11月に締結されている。協定書は図4-2に示す（図4-2も打ち直しなので、撮影した写真はAppendixの図8-6～8-8に収録）。この協定書は、後的小田町の地域用水取得に関して、大きな影響力を持つこととなった。

その後、2000年4月には市民団体のメダカの学校小田分校が設立し、活動を始めている。河川改修については小田町近くの位置まで順調に行われ、それに伴い東近江土木事務所から小田町に、改修についての第一回説明会が2004年6月に行われた。一方で、同年10月に日野川改修対策委員会がメンバーを再編している。改修についての第二回説明会は、その後の2005年11月に行われている。続けて2006年6月には第三回説明会が行われたが、ここで初めて小田町に「水利権が放棄されている」という説明がなされ<sup>1)</sup>、これをきっかけとして、小田町は地域用水の取得に向けて動き始めるうことになる。

#### 4-1-2 「事業整備期」の特徴

事業整備期の特徴として、まず関連主体が行政中心であること、取り組まれている事業のほとんどが、農業水利や河川改修に関するものであることなどが挙げられる。その一方で、後の水利権取得活動期において重要な意味を持つことになる、「取水実態の届出」、「慣行水利権の廃止」、「廃止・存置検討井堰についての河川協議」、「県・市・小田町間の協定書の締結」といったことが行われている（各関連資料はAppendixの図3-1～3-2、図8-1、図8-4～8-5、図8-6～8-8にそれぞれ示す）。

以上をまとめたものを表4-1に示す。

表4-1 事業整備期における主な事業と、重要な出来事

取り組まれた主な事業		重要な出来事	
1974年	国営日野川地区農業水利事業	1967年3月	小田町自治会長が知事宛てに、取水実態について届出
1977年	県営日野川地区かんがい排水事業	1978年10月	原則として事業の受益地内のかんがい目的の慣行水利権は全て廃止 近畿農政局長からの通知に、日野川土地改良区もそれを承諾
1990年	台風19号の被害がきっかけで、災害復旧事業として日野川河川改修事業が着工	1989年1月	慣行水利権廃止について河川協議が行われ、存置検討井堰が検討される
1996年	日野川河川改修事業が、広域河川事業として引き続き工事を継行	1998年11月	県・市・小田町の間で現況用水確保の協定書が締結される

#### 4-1-3 「水利権取得活動期」で行われた各活動の整理

水利権取得活動期において、小田町は本格的に許可水利権の地域用水取得に向けて活動を始めることになる。まず2006年10月に、以前から小田町内で活動を行っていた市民団体・メダカの学校が知事宛てに、「堰の崩壊を修復し、水路にもっと水を流して欲しい」と

いう内容の陳情書を提出している。しかしこの陳情は断られ、同年11月に自治会が、住民の署名を集めて知事宛てに提出している<sup>2)</sup>（この陳情書と署名については、Appendixの図2-2～2-3、図4-1～4-2に示す）。2007年2月には自治会とメダカの学校が共催で、「水辺空間保全シンポジウム～新堂の権を考える～」を開いており、他地域の市民団体やNPO法人との講演、合同報告会などを通して次代を担う子どもたちに町内水路をどう引き継いでいくべきか、を模索している。しかし同年7月には大雨で、取水施設の新堂の権の導水管が決壊し、水路には完全に水が流れなくなった。これによりメダカの学校は、主な活動の魚つかみの活動地を日野川堤防内に変更せざるを得なくなり、地域住民からも不満の声が大きくなっている。このような状況の中、2007年8月から2008年9月にかけて、小田町での説明会と、行政内部での協議がそれぞれ4回ずつ開かれている。説明会と協議の、時期と大まかな内容については表4-2に示す（表4-2の説明会、協議の内容はAppendixの図5-1の回議書に記録されていたものである）。

表4-2 水利権取得活動期における主な説明会、行政内部協議

小田町で開かれた説明会	
2007年8月	東近江地域振興局と市が、日野川改修と水利権についての説明会を開く
2007年10月	東近江地域振興局と市が、新堂の権からの取水の検討について説明会を開く
2007年12月	東近江地域振興局が、取水方法についての再確認の説明会を開く
2008年9月	東近江地域振興局と市が、10月からの改修工事、新堂の権からの取水方法、補償についての説明会を開く

行政内部での協議	
2007年11月	琵琶湖河川事務所・地域振興局・市が、水量や地盤強度、管理方法、いつから施工するのかなどについて協議
2008年2月	琵琶湖河川事務所・県庁・地域振興局・市が、必要水量の計算と、用水名義について協議
2008年3月	琵琶湖河川事務所・県庁が、主に用水名義についての協議
2008年6月	琵琶湖河川事務所・地域振興局・市が、取水期間、取水量、占用面積、その他手続きの段取りについて協議

以下、時系列で、各会議で話し合われた内容について述べる。

#### ● 第一回説明会 2007年8月10日

小田町において、自治会、メダカの学校、日野川改修対策委員会、地元市議会議員などに対し、東近江土木事務所と近江八幡市役所が改修工事と、水利権についての説明をしている。現在は小田町に水利権がないこと、国が許可権者であることが説明されている。

#### ● 第二回説明会 2007年10月4日

小田町にて開かれている。自治会と日野川改修対策委員会に対して、東近江土木事務所と近江八幡市役所が説明を行っている。主な内容は新堂の取水の検討が要旨である。取水方法をポンプアップ、ゴム堰、堤外水路（上畑から）、堤外水路（江頭から）、堤内水路の5つの案で検討している（この取水案についてはAppendixの図5-2の資料を使って説明されていたようである）。

県としては維持管理の面と、隣接集落との意見調整が不要という面からポンプアップ案を推奨していた。一方で地元は堤外水路（江頭から）を強く希望していた（理由は、上流

から取水するこちらの案の方が、維持費がかからないと考えられていたため). ここでは維持費をどうするかが、課題として扱われていたようである。

#### ■ 第一回協議 2007年11月5日

日野川取水についての協議。行政関係者が集まって琵琶湖河川事務所で開かれ、自治会は参加していない。参加者は琵琶湖河川事務所、滋賀県庁、東近江土木事務所、コンサルタント業者、近江八幡市役所である。

水量や、地盤強度、管理方法、いつから施工するのかなどが話し合われた。この時点で取水方法はポンプアップ案で、小田町と合意が得られている。

#### ● 第三回説明会 2007年12月4日

日野川取水についての協議。小田町で開かれている。参加者は小田町自治会、日野川改修対策委員会、東近江土木事務所である。

取水方法について、ポンプアップ以外の案の問題点を再確認している。問題点はそれぞれ、ゴム堰案は、ゴムの交換時に多大な費用がかかることと、水害の危険性があること。堤外水路（上畠から）案は、水利権の手続きに時間を要することと、取水口との距離がありすぎるため、維持管理などが困難であること。堤外水路（江頭から）案は、同じく水利権の手続きに時間を要することと、水路管理を頻繁に行う必要があること。堤内水路案は、同じく水利権の手続きに時間を要することと、県道2号線を横断しなければならないが、実現ルートが見当たらないこと。

推奨されるポンプアップ案についても、河床が高くならないか、管の太さや勾配はどのくらいか、工事の時期はいつ頃になるか、といった質疑応答が交わされている。また、水利権の取得についても多少言及されている。

最終的にはポンプアップ案で進めることが決定されている。しかしランニングコストや補償などの課題は解決されておらず、今後の協議内容となっている。また、小田町としては「とにかく今、現在の用水確保をして欲しい」という要望を出している。

#### ■ 第二回協議 2008年2月1日

取水に関する協議。行政関係者が集まって西別館で開かれている。参加者は近畿農政局、滋賀県庁、東近江土木事務所、近江八幡市役所である。

「雑用水の利用は24時間も必要なのか？」という指摘が琵琶湖河川事務所からされており、その説明案として景観用水の考えが検討されている。このあたりから何名目で申請するべきかの検討がされていたと考えられる。また、ここで必要水量が $0.17 \text{ m}^3/\text{s}$ と計算されている。

#### ■ 第三回協議 2008年3月7日

水量や用水名目についての協議。参加者は琵琶湖河川事務所と滋賀県庁である。

基本的には、環境用水名目で扱うと、3年更新や水質調査が必要になることなど、滋賀県庁からの質問に琵琶湖河川事務所が答える、という協議内容であった。

水量については、必要水量を再整理・再計算した結果、営農雑用水としての必要水量を

$0.253 \text{ m}^3/\text{s}$  としていたが、景観（環境）用水としての必要水量  $0.191 \text{ m}^3/\text{s}$  としている。

#### ■ 第四回協議 2008年6月16日

小田町の水利権にかかる河川法申請協議。行政関係者が集まって琵琶湖河川事務所で開かれている。参加者は琵琶湖河川事務所、滋賀県庁、東近江土木事務所、近江八幡市役所である。

取水期間、取水量、占用面積、その他手続きの段取りについて確認が行われている。時期としては小田町が地域用水を申請した後になるが、環境用水なのか地域用水なのかということについて、まだ協議がされている。

#### ● 第四回説明会 2008年9月4日

改修工事についての説明会、小田町で開かれている。参加者は日野川改修対策委員会、地元市議会議員、東近江土木事務所、近江八幡市役所である。

10月から改修工事を行うこと、その他工事に関連して説明がされている。新堂の樋については、水量が  $0.253 \text{ m}^3/\text{s}$  から  $0.191 \text{ m}^3/\text{s}$  に下がったこと、許可自体はいつ下りるか分からぬこと、地域用水名目で申請したこと、県がポンプの電気代を、この時は15年分補償する意向であることなどが説明されている。また新堂の樋の工事は、2010年に用地買収、2010年10月から工事着手、2012年に完成予定としている。

説明会、協議については以上だが、それと並行して重要な出来事として、小田町が地域用水名目での申請を決定した要因がある。小田町内では当初、環境用水名目での水利権申請も視野に入れていたが、2008年3月7日以降に、市行政をつたって琵琶湖河川事務所から、「環境用水は3年に一度の更新かつ水質調査も必要なものに対し、地域用水は10年に一度の更新で済み、水質調査も必要ない」という情報を得たことから、最終的に2008年5月には、正式に地域用水名目での申請を行っている<sup>2)</sup>。約一年後の2009年6月には、正式に県知事から水利権の許可が下り、現在では取水再開に際しての維持管理について検討中である（小田町の水利権の申請書と許可書については、Appendix の図 6-1~6-6 に示す）。

#### 4-1-4 「水利権取得活動期」の特徴

水利権取得活動期の特徴としては、まず主な関連主体は小田町内部の組織が多いこと、事業整備期での河川改修を下地として、小田町の新堂の樋からの取水について協議が行われていることが挙げられる。また行政が小田町で開く説明会と、行政内部協議の両方とも、多く見受けられる。この時期に重要な意味を持つ出来事としては、「大雨により小田町の新堂の樋の導水管が決壊した」こと、「市行政をつたって琵琶湖河川事務所から、環境用水は3年に一度の更新かつ水質調査も必要なものに対し、地域用水は10年に一度の更新で済み、水質調査も必要ない」という情報を小田町が得た」ことが挙げられる。

また、事業整備期での重要な出来事が、最終的な水利権の申請にあたって、どれも大き

な影響を及ぼしている。中でも協定書は、行政側との交渉の場が多かった水利権取得活動期において、小田町の要望の正当性を示す大きな根拠として、特に影響が大きかった。

以上をまとめたものを表 4-3 に示す。

表 4-3 水利権取得活動期における主な協議と、重要な出来事

行われた主な協議、説明会		重要な出来事	
2007年8月	行政が小田町で、日野川改修と水利権についての説明会	2007年7月	大雨により小田町の新堂の樋の導水管が決壊、数々の影響が出る
2007年10月	行政が小田町で、新堂の樋からの取水の検討について説明会	2008年4月頃	市行政を伝って琵琶湖河川事務所から、環境用水と地域用水での名義の違いについての情報を、小田町が取得
2008年2月	行政内部で、必要水量と用水名義についての協議		

#### 4-2 分析2. 両町の地域用水の特徴についての整理・比較

上記で述べた点を踏まえて、小田町と、比較対象として江頭町の地域用水について、それぞれ人為的側面のハード面（水量・取水施設、水路の形態など）、ソフト面（水利権取得の契機、管理方法など）、ハート面（各主体の意向）に加え、自然的側面についても特徴を整理したものが、表4-4になる。

表 4-4 小田町と江頭町の地域用水の特徴

	詳細項目	小田町	江頭町
人為的側面	取水施設	日野川・新堂の樋	日野川・天王の樋
	取水方法（過去）	自然流下取水	自然流下取水（樋門での調整）
	取水方法（現在）	ポンプによる揚水取水	
	水量（現在）	0.17m <sup>3</sup> /s	
	水路の形態（現在）	暗渠が多いが、開渠も残っている	ほとんどが暗渠
	水源の距離（現在）	集落の中心部から約200m	集落の中心部から約3km
	河川の流況（現在）	安定	不安定
自然的側面	水利権の動き	2009年6月取得（雑用水）	1978年廃止（慣行水利）
	水利権取得の契機	日野川河川改修に伴う説明会	
	取得の発意	東近江土木事務所	
	申請主体	近江八幡市	申請予定なし
	施設の維持・管理	（当面は）県、その後市役所	
	取水実態届出（1967年）	田、防火、雑用水	田、防火用水
	利用実態（現在）	利用なし	利用なし
自然的側面	地域住民の意向	苦情から署名運動へ発展	水利権取得の意向があった
	自治会の意向	署名運動を受けて地域用水を申請	戻したいという要望も一部あり
	その他関連団体の意向	自治会と取得へ向けて連携	
自然的側面	河川の流況（現在）	安定	不安定
	生物の生息状況（現在）	ザリガニ、オタマジャクシなど	生息は確認できず

小田町の地域用水のハード面については、取水施設は、日野川を水源とする新堂の樋であり、水利権取得前は自然流下方式の取水方法を取っていたが、取得後はポンプによる揚

水取水に変更されている。許可水量は  $0.198 \text{ m}^3/\text{s}$  だが、実質的な水量は  $0.17 \text{ m}^3/\text{s}$  にとどまっている。水路の形態としては、道幅の狭い集落内部は暗渠が多く、道幅の広い集落外周部は開渠が多い。水源の距離は集落の中心部から約 200m と、比較的近いと言える。また、河川の流況も安定的である。

ソフト面については、水利権の取得時期は 2009 年 6 月である。水利権取得の契機は、水源である日野川の河川改修に伴う説明会であり、この改修の担当部局である、県の土木事務所の河川砂防課が関係しているのが特徴と言える。手続き上、取得の発意は東近江土木事務所、申請主体は近江八幡市となる。取水施設の維持・管理の責任は県が 10 年をめどに担当しているが、その後は市役所に移るよう調整中である。1967 年の当時の取水実態についての届出書では、利用実態として田、防火、雑用水が報告されている。現在では水路にほとんど水が流れていないため、利用実態としては利用されていない。

ハート面としては、地域住民の意向として、水路に以前のように水が流れなくなったことや、夏場の悪臭に対する苦情が募り、署名運動にまで発展している。これを受け、自治会は水利権取得の申請を行っている。ちなみに土地改良区は、地域用水の申請時には関わりがなかった。

一方、近江八幡市江頭町の地域用水のハード面については、取水施設は、日野川を水源とする天王の樋である。かつては自然流下方式の取水方法を取っており、天候に応じて樋門の開け閉めを行い、水量を調整していた。1994 年に樋が撤去・閉鎖されてからは、水路に水は流れていない。水路の形態として、集落内は暗渠が多い。また水源の距離が集落から約 3km と遠く、流況も不安定で、氾濫が起きやすい一方で干ばつにも弱く、水源がすぐに干上がってしまう。

ソフト面については、1978 年には原則通り慣行水利権は廃止され、現在でも許可水利権の申請予定は無い。1967 年の当時の取水実態についての届出書では、利用実態として田、防火用水が報告されている。

ハート面としては、一部の地域住民では水利権取得の意向があり、自治会内でも「かつてのような水の豊かな江頭に戻したい」という要望も一部で存在している。しかし、流況の不安定さや、水源の距離などの点から管理が容易ではなく、実現は難しい、と最終的に自治会では判断されたようである。

また補足として、小田町と江頭町においては、第一章で述べたように、実際に水路を見て回る現地踏査を行った。小田町の現地踏査によって得られた、開渠と暗渠の分布については図 4-3 に示す。赤線で表示している所が開渠で、青線で表示している所が暗渠となる。小田町では車道を広げるために、町内水路はほとんどが 1989 年ごろに暗渠にされ、現在でも道幅の狭い集落内部は暗渠が多く、道幅の広い集落外周部は開渠が多い。開渠での水深は場所によって差はあるが、およそ 10~50cm であった。また表 4-4 と関連して、自然環境的な側面として、安定的な流況と、ザリガニやオタマジャクシなどの生物を確認することが出来た（開渠と暗渠の詳しい様子については Appendix の図 7-1~7-7 に示す）。

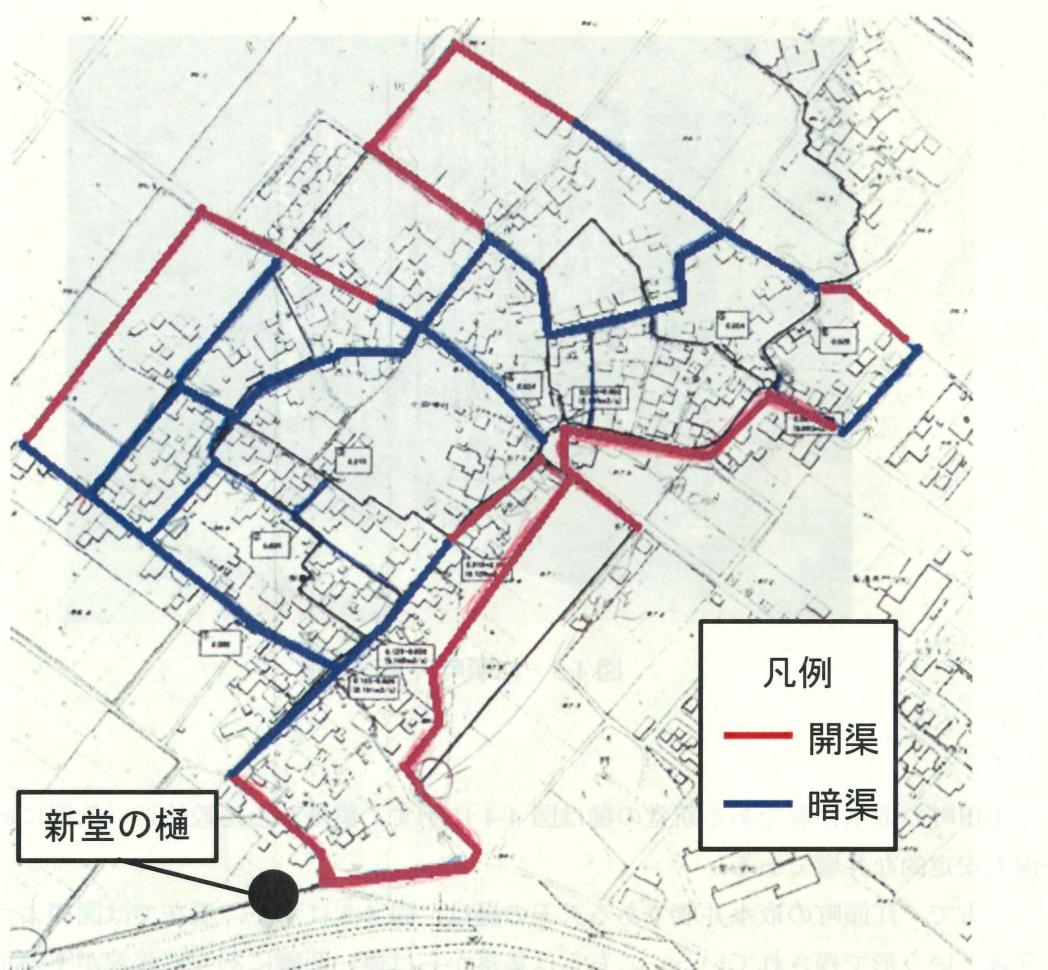


図 4-3 小田町開渠・暗渠分布図



図 4-4 小田町・新堂の樋



図 4-5 江頭町・天王の樋

小田町の取水井堰である新堂の樋は図 4-4 に示す。集落から比較的近い位置にあり、流況も安定的な井堰である。

一方で、江頭町の取水井堰である天王の樋は、図 4-5 に示す。現在では図のように、記念碑という形で残されている。こちらは集落からは遠い距離にあり、流況が不安定であることが対照的である。また、江頭町内の水路の様子は Appendix の図 7-8 に示す。こちらでは、小田町ほどはっきりと生物を確認することは出来なかった。

表 4-4 と、現地踏査の結果を元に、地域用水導入のための論点を抽出すると、表 4-5 のようになる。

表 4-5 地域用水導入のための重要な論点

重要な論点

ハード面	水路の形態
	水源距離
	河川の流況
ソフト面	水利権取得の契機
	取水実態届出
	水路の利用実態
ハート面	地域住民の意向
	自治会の意向
	その他関連団体の意向

以下、それぞれの面の論点を述べる。

#### ●ハード面の論点

ここでは、水路の形態がどうなっているか、水源距離はどれだけか、河川の流況はどうなっているかの3点が論点となる。

水路の形態、特に開渠と暗渠の分布に関しては、もちろん開渠が多く残っている地域の方が、地域住民の意識に大きな影響を及ぼしていると考えられる。元から集落内の水路がすべて暗渠になってしまっている地域などは、地域用水の導入検討がされる可能性は低いのではないだろうか。しかし開渠が多く残せているかという点については、戦後の全国的な都市化の進展や、食糧増産のための埋め立てなどの歴史的な背景が絡んでくるため、地域の意志だけで開渠を残せている、という地域の方が少ないだろう。実際、江頭町の水路がほとんど暗渠となってしまったのも、決して地域がそれを良しと望んだのではない。

次に水源距離だが、これも地域住民の意識に影響を及ぼしているか、という点で重要な要素となる。当然集落に近い距離にある方が、地域住民の水への親しみに貢献できていると言えるだろう。また、実際に流水を水路に引き入れる際にも、集落に近い距離にある方が、管理の手間は少なく済む。

そして河川の流況についてだが、小田町は安定的で、江頭町は対照的に不安定である。地域用水は流水を水路に引き入れるものであるため、流況も安定的である方が言うまでもなく好ましい。不安定である場合、何らかの対策を講じなければならなくなるわけで、それがひいては、地域住民の地域用水導入の熱意をそぐことにもなりかねない。

総じてハード面での論点は、歴史的・地理的背景のものが多く、地域住民の意向だけではなく対策が打ちづらいものが多い。

#### ●ソフト面の論点

ここでは、水利権取得の契機が何であったか、取水実態届出の書類がどうなっていたか、水路の利用実態はどうであったかの3点が論点となる。

水利権取得の契機については、ハード面での水路の形態とも関連するが、たとえ水とのなじみが深い地域であっても、逆に用水が身近なものでありすぎて、何らかのきっかけがなければ、その重要性に気付かないというケースがある<sup>3)</sup>。小田町においては河川改修に伴い河床低下したことで取水が困難になったことに加え、小田町地先の堰が崩壊したことが重なり、元々町内水路を流れていた水が流れなくなった。さらに河川改修に伴う説明会において「慣行水利権が無くなっている」という事実が知らされたことをきっかけとして、用水の重要性に改めて気付いたといえる。江頭町では、そういう契機には現在まで恵まれてこなかったため、地域住民が用水の重要性にまだ気付いていないとも取れる。

取水実態届出書については、小田町と江頭町のもので明確な違いは、流水の占用目的という欄に、「雑用水」の文言が記載されていたかどうかである（取水実態届出書はappendixの図3-1～3-2を参照）。この表記があったことで、小田町の新堂の樋は存置検討井堰に検

討された。もし廃止井堰と分類されてしまった地域が、小田町と同じように水利権の要望を出しても、討議されるかどうかの時点で大きく差が付くと推測される<sup>4)</sup>。

水路の利用実態については、かつてどういった用途で水路が利用されてきたかということが、地域住民の意識と密接に関わっていると考えられる。防火や生活用水としての具体的な利用実態がある場合の方が、地域住民の水への意識は高くなるのではないか。実際、小田町の地域住民は普段から水路を日常的に利用してきたからこそ、いざ水が流れなくなった時に不満が大きくなっている、署名運動にまで発展したと考えられる。

また、ソフト面においては、行政関連者が「なによりも地域の熱意があれば、こちらもそれに応えさせていただく」と述べているように<sup>3)</sup>、行政上の手続き等は本研究では、重要な論点とまではいかない。

#### ●ハート面の論点

ここでは、地域住民の意向と自治会の意向、その他関連団体の意向の3点すべてが論点として含まれる。

基本的に自治会は地域住民の意見を取りまとめる会であるため、地域住民と自治会の意向が同じ方向でまとまっていることが望ましい。その点では小田町も江頭町も、地域住民と自治会の意向はおおむね共通しているが、江頭町では主にハード面での問題が災いして、地域用水の導入は断念している。

加えて自治会以外の関連団体の意向も重要である。小田町においては、日野川改修対策委員会と、市民団体のメダカの学校小田分校があり、おおむね自治会と意向は同じくして、連携して地域用水導入に向けて動いている。

ハート面では、地域用水に関しての各関連主体が、地域用水取得という同じ方向のもとに、お互いに連携して活動しているかどうかが重要であると言える。

補足として、ソフト面である水路の利用実態と、ハート面である地域住民の意識についても、密接な関連があると考えられる。前述したように、具体的な利用実態がある場合の方が、地域住民の水への意識は高くなるのではないかと考察できる。

### 4-3 分析3. 地域用水導入諸条件の整理

分析1、2で抽出した論点を整理し、地域用水導入諸条件、要因について、以下のことが推察できる。

#### (1) 手続き的要因

##### 河川協議での、存置検討井堰の検討

1989年1月の河川協議で、日野川流域沿いの197の井堰がそれぞれ分類・検討された。この内の廃止井堰は、従来の慣行水利の中にはあった、地域用水目的の部分がもはや存在し

ないと判断されている。一方で存置検討井堰は、地域用水目的の部分は今後も存在すると判断されている<sup>3)</sup>。廃止井堰に分類されている地域が、現在になって地域用水取得の要望を出すと、新規取水とみなされる確率が高い。しかし存置検討井堰の場合には新規取水ではなく、慣行水利から許可水利への切り替えとみなされるため、地域用水の取得の容易さでは存置検討井堰の方が有利であると言える。

#### 取水実態届出書での「雑用水」の記載

1967年3月に日野川流域沿いの地域すべてで、取水実態についての届出がなされた。小田町の届出書の、流水の占用目的という欄には、「雑用水」という文言が記載されており、それを受けた小田町の新堂の権は、廃止井堰に比べて有利な存置検討井堰に検討された。

#### 県・市・小田町間での現況用水確保の協定書の締結

小田町の生活用水及び防火用水について、1998年11月時点で、現況用水を確保することを約束した協定書である。行政という公的機関を含む、関連主体間での協議に基づく協定書であるため、行政を相手にした協議・調整の中において、この協定書が小田町の要望の正当性を示す大きな根拠となった。

#### どのような名目で水利権を取るか

権利取得する場合には、どのような名目で取得するかも重要になる。小田町の事例では、環境用水と地域用水（雑用水）で議論がなされた。行政の中での取り扱いとしては、環境用水と地域用水では、名目の違いによって水質調査の有無や、更新期間も変わってくる。小田町が最終的に地域用水で申請したのも、第一目的が、名目はどうであれ用水を迅速に確保することであったということに加え、この水質調査と更新期間の違いがあったことが大きな要因である。

### （2）地域特性的要因

#### 集落からの水源の距離

集落から水源の距離が近いか遠いかによって、地域住民の意識から、取水施設や管理の点にも影響がある。

#### 河川の流況

河川の流況が安定的か不安定かによって、流水の引き入れが安定的に、容易に行えるかどうかという点に大きな影響が出てくる。小田町では流況が安定的であったために、流水の引き入れは比較的容易に行うことが出来た。

#### 水利権取得の契機となったもの

水とのなじみが深い地域であっても、例えば予期せぬ災害等の影響で、水路に水が流れなくなる、といったきっかけがなければ、その重要性に気付かないという場合がある。小田町においては水路に水が流れなくなり、水利権が無くなっているということを知らされたという契機が、最終的に地域用水取得にまで至った根本的な要因と言えるのではないだろうか。

### 水路の利用実態

水利権取得の契機と関連して、地域住民の日常的な水路の利用実態と、住民意識との間には密接な関連があると考えられる。

### 地域住民、自治会などの、集落内での意向のまとめ

地域用水に関しての集落内の各関連主体が、地域用水取得という同じ方向のもとに、お互いに連携して活動しているかどうかが重要である。

以上をまとめたものを表4-6に示す。

表4-6 地域用水導入諸条件、要因

#### 地域用水導入諸条件、要因

手続き的 要因	河川協議での、存置検討井堰の検討
	取水実態届出書での「雑用水」の記述
	県・市・小田町間での現況用水確保の協定書の締結
	どのような名目で水利権を取るか
地域特性的 要因	集落からの水源の距離
	河川の流況
	水利権取得の契機となったもの
	水路の利用実態
	地域住民、自治会などの、集落内での意向のまとめ

また阻害点、問題点については、以下のように推察できる。

### 取水実態届出書での「雑用水」の記載

前述したとおり、小田町の取水実態届出には雑用水の記載があったため、存置検討井堰として検討され、地域用水取得の大きな要因となった。しかし、逆を言えばもし雑用水の記載がなかった場合には、おそらく廃止井堰となった可能性が高く、現在のように順調に許可水利権を取得出来たかどうかは疑問である。1967年の時点では、当時の自治会長で雑用水の記載の重要性を認識できた人物はほぼいなかつたと考えられ、当時の自治会長を責めるよりも、40年もの前の井堰の分類検討を基にしている、現在の行政側の仕組みに問題があると言える。

### ハード面が阻害要因となった可能性

小田町においては、前述したハード面で、江頭町に比べて非常に恵まれた部分が多かつた。江頭町は河川の流況などのハード面の問題が大きく、地域用水の導入を断念している所がある。ハード面が恵まれていることは、地域用水導入の前提条件と言っても差し支えないと言え、そういった意味ではもし小田町もハード面が恵まれていなければ、それが地域用水導入の阻害要因となった可能性もある。

### 名目の違いによる申請後の手続きの違い

用水の名目が環境用水か地域用水かによって、水質調査の有無から更新期間まで違いが

出てくる。しかし実質としてはこの二つには大きな違いというものはなく、特に小田町などの住民側からすれば、地域用水の方が明らかにメリットが多い。あくまで名目の違いは行政側の判断による所が大きく、問題点の一つであると言える。

#### 申請してから許可までの長さ

小田町では、地域用水の申請から許可が下りるまで、約一年が経過している。この一年間に何が行われていたかというと、県・市行政から上がってきた申請について、琵琶湖河川事務所がその内容（必要水量や権門の構造など）を精査していた<sup>4)</sup>。この期間は小田町が水利権取得活動期に入ってから、実際に3分の1もの間を占めており、許可の迅速さを求めていた小田町にとっては、この精査の期間の長さは問題点の一つであると考えられる。

以上をまとめたものを表4-7に示す。

表4-7 地域用水導入の阻害点、問題点

阻害点、問題点
取水実態届出書での「雑用水」の記述
ハード面が阻害要因となった可能性
用水名義の違いによる申請後の手続きの違い
申請してから許可までの長さ

<参考文献>

- 1) 東近江土木事務所主任技師, 2008-11-21, 私信
- 2) 小田町自治会長, 2009-3-17, 私信
- 3) 滋賀県庁主幹, 2009-5-21, 私信
- 4) 琵琶湖河川事務所管理係長, 2009-1-15, 私信

## 第五章 本研究のまとめ

## 第五章 本研究のまとめ

### 5-1 結論

第四章では地域用水の導入諸条件について分析を行った。小田町の事例においての特徴としては、地域用水の導入に際して、まず時系列に見ていくと、事業整備期と水利権取得活動期の2つに分けられる。

事業整備期では、行政が様々な事業や河川協議などを行っていることが一目を引くが、重要なのは1967年3月に取水実態についての届出がなされていることや、1978年10月にかんがい目的の慣行水利権がすべて廃止になっていること、それに伴い1989年1月には小田町の新堂の樋が存置検討井堰に検討されていること、1998年11月に県・市・小田町間での協定書が締結されていることである。この4つの出来事はそれぞれが関係しあっており、特に協定書は、後々の行政側との交渉まで影響を与えていていることから、小田町の地域用水導入のための要因の中でも、ひときわ重要なものだと言える。

水利権取得活動期では、小田町住民側の活動が活発になっている。2006年10月に市民団体・メダカの学校小田分校が陳情書を提出し、続けて自治会では地域住民の署名を集めて提出している。また2007年7月には大雨によって新堂の樋の導水管が決壊しているが、このことで水路に水が流れなくなり、結果として小田町側のすべての関連主体に影響が出ている。その後行政側との説明会や、交渉の機会が増えることになるが、1998年11月に締結された協定書は、協定の内容や、県・市・小田町間という幅広い主体の間で締結されたこともあり、小田町の要望の正当性を示す大きな根拠となった。最終的な申請の段階では、小田町が市行政をつたって琵琶湖河川事務所から、用水名義での扱いの違いについて情報を得たことにより、地域用水の名義で申請が行われた。

続いて小田町のハード・ソフト・ハート面については、まず水路の形態や水源距離、河川の流況といったハード面において、水路は暗渠になっている所もあるが、水路自体は埋め立てられずに残っている。他にも水源距離は集落から近く、河川の流況も安定的で取水が容易であるなど、恵まれた環境を持っていた。

ソフト面では、水と水路の重要性に、地域住民及び自治会が気付いたためのきっかけ 자체を持つ機会があったこと、1967年3月の取水実態届出書の占用目的欄に、「雑用水」の記述があったことから、取水井堰の新堂の樋が、廃止井堰よりも有利な存置検討井堰に検討されたと考えられることが重要な点と言える。

ハート面でも自治会、住民、市民団体、対策委員会の四者の間で特に大きな意見のすれ違いもなく、相互に協力して地域用水取得という目的の元に活動することが出来ている。また水路も古くから地域住民が密着して利用してきたため、地域住民の水路への意識が高いと推察されることも重要である。

以上の観点の分析を通し、小田町の地域用水導入諸条件、要因が明らかになった。

手続き的要因として、1989年の河川協議での存置検討井堰としての検討、取水実態届出書での「雑用水」の記述、県・市・小田町間での現況用水確保の協定書の締結、どのような名目で水利権を取るか、という4点が挙げられ、地域特性的要因として、集落からの水源の距離、河川の流況、水利権取得の契機となったもの、水路の利用実態、集落内での意向のまとめり、といった5点が挙げられる。

一方で、阻害点・問題点は、取水実態届出書での「雑用水」の記述、ハード面が阻害要因となった可能性、名目の違いによる申請後の手続きの違い、申請してから許可までの長さ、の4点が挙げられる。

これら諸条件をまとめると、基本的に行政側は、地元の意思があればそれに応えるという意向のため、まず地域用水導入の大前提是、地元に導入の意思があるか、である。それと並行して、慣行水利権がその地域に残っていることも重要な前提である。また実際に水路の利用実態があるか、関連する市民団体などがあるか、といった点も重要となる。こういった前提の上で、「雑用水」の記述や協定書といった条件が関係してくることになる。加えて環境用水名目よりも地域用水名目である方が、地域側から見ればメリットが多いいうことも、水利権申請の際には留意すべき点と言える。

以上のような事柄が、小田町の地域用水導入において、特徴や阻害点、問題点を整理・分析した結果から得られた、導入にあたっての諸条件である。

導入後は、地域用水を継続して保全していくためにも、水路の管理方法などについても、地元の中で十分な協議を重ねる必要があると言えるだろう。

## 5-2 今後の課題

一方で、本研究では以下のような今後の課題が残った。

本研究では、滋賀県内の先進的な事例として小田町を対象に調査を行った。調査により小田町は日野川流域において、存置検討井堰の中の、地域用水型の井堰に検討されていることが分かったが、地域用水型の井堰は全18箇所である。小田町を除く他の17箇所の井堰・地域については、2009年12月現在、権利取得がなされておらず、水利権の取得に向けた動きがあるかどうかについても不明であるが、今後の動向について見ていく必要がある。

また、滋賀県外においても、小田町と類似した事例が今後確認された場合には、同様に調査を行っていくべきだと考えられる。

参考 web ページ

## 目 次

1)亀田郷土地改良区：全国初！環境用水の水利使用が許可される

<[http://www.kamedagou.jp/oshirase/071116\\_kyousui.html](http://www.kamedagou.jp/oshirase/071116_kyousui.html)>, 2007-11-16

2)国土交通省：水利権制度等

< <http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/seido/suiriken1-1.html> > ,  
2009-12-16

3)農林水産省：都市用水への転用

< [http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi\\_agwater/k\\_city/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/k_city/index.html) > ,  
2009-12-15

4)国土交通省：環境用水に係る水利使用許可の取り扱いについて

<[http://www.mlit.go.jp/river/hourei\\_tsutatsu/kankyo/press/200601\\_06/060320/060320\\_tutatu.html](http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/kankyo/press/200601_06/060320/060320_tutatu.html)>, 2006-3-20

5)農林水産省：環境用水の水利権取得に関する手引き

<[http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kankyo\\_yousui/tebiki.html](http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kankyo_yousui/tebiki.html)>, 2009-3

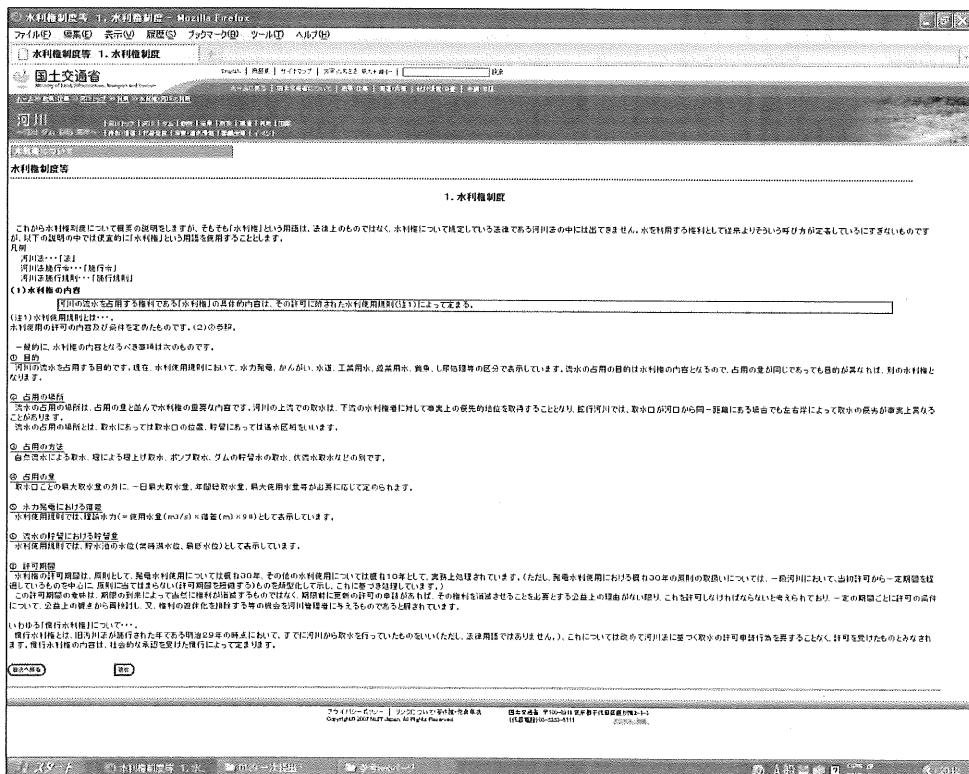
6)環境省：「環境用水の導入」事例集～魅力ある身近な水環境づくりにむけて～

<<http://www.env.go.jp/water/junkan/case2/index.html>>, 2007-3

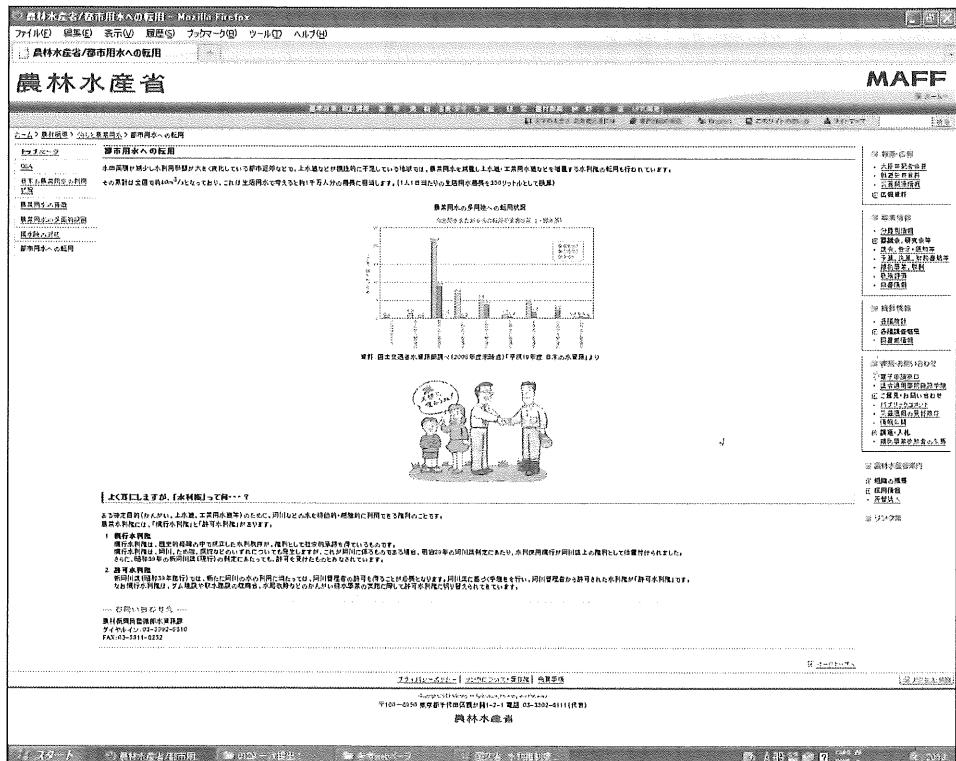
## 1)亀田郷土地改良区：全国初！環境用水の水利使用が許可される



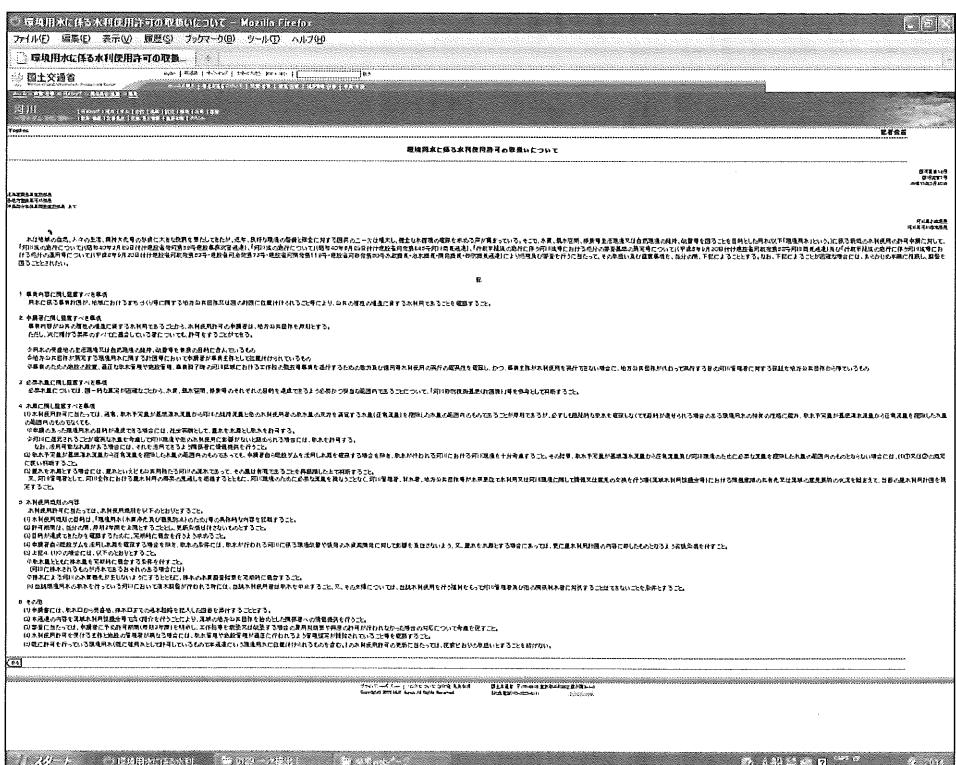
## 2)国土交通省：水利権制度等



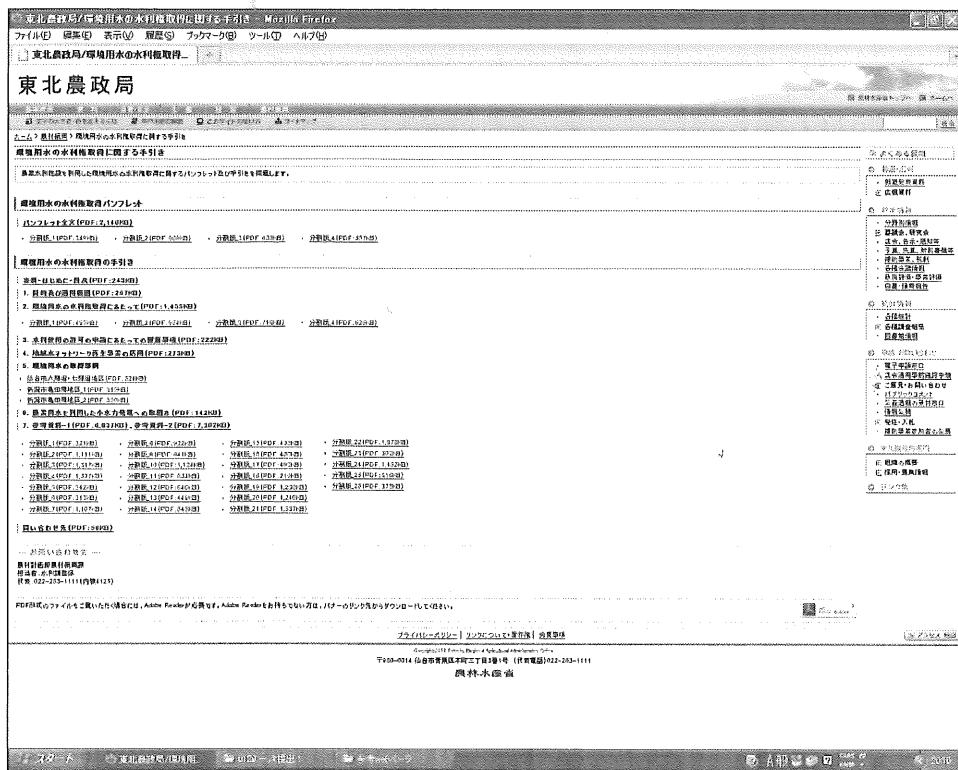
### 3)農林水産省：都市用水への転用



### 4)国土交通省：環境用水に係る水利使用許可の取り扱いについて



5)農林水産省：環境用水の水利権取得に関する手引き



6)環境省：「環境用水の導入」事例集～魅力ある身近な水環境づくりにむけて～



## 謝　　辞

本研究を進めるにあたり、多くのご指導、ご指摘を賜りました錦澤滋雄先生、査読の秋山道雄先生、発表会等で貴重なアドバイスをくださった社会計画の先生方に、心より感謝いたします。

この卒業論文を通して、錦澤先生からは、「データは常に正確であること」、「先を見据えてしっかりととした計画を立てて物事を進めていくこと」など、非常に多くのことを学ばせていただきました。この研究に限らず、今後の生活にも役立てていきたいと思います。

また査読の秋山先生には、環境用水研究会の活動にもご一緒させて頂き、私の卒業論文制作を暖かく見守って頂きまして、心より感謝申し上げます。

本研究は、現地ヒアリング調査や電話でのフォローアップ調査にご協力いただいた多くの小田町・江頭町の方々や、行政担当者の方々なしにはできないものでした。私のような学生のためにお時間を割いていただき、ご協力いただいたことをこの場を借りてお礼申し上げます。

また、同じ研究室で一年半ともに過ごし、辛い時も乗り越えてきた、木村秀和くん、木村昌敬くん、二田口尚子さん、二瓶莉苗さんにも感謝の言葉を贈ります。ありがとうございます。

最後になりましたが、4年間の充実した大学生活を共に過ごした社会計画の先生方や学生、サークルの仲間、友人、そして滋賀県立大学に通わせてくれた両親に心よりの感謝の意を表し、本論文を終わります。

2010年2月23日　西出尚史

# Appendix

## Appendix 目次

図 1-1	日野川流域全井堰の分布地図 1	1
図 1-2	日野川流域全井堰の分布地図 2	1
図 1-3	日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 1	2
図 1-4	日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 2	2
図 1-5	日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 3	3
図 1-6	日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 4	3
図 2-1	メダカの学校小田分校活動地の地図	4
図 2-2	メダカの学校・県知事宛ての陳情書 1	4
図 2-3	メダカの学校・県知事宛ての陳情書 2	5
図 3-1	近江八幡市小田町・取水実態届出書（昭和 42 年）	6
図 3-2	近江八幡市江頭町・取水実態届出書（昭和 42 年）	6
図 4-1	近江八幡市小田町・町民署名運動の呼びかけ 1	7
図 4-2	近江八幡市小田町・町民署名運動の呼びかけ 2	7
図 5-1	小田町説明会の回議書（一部抜粋）	8
図 5-2	近江八幡市小田町での河川改修説明会における、取水工事 5 案	8
図 6-1	近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）1	9
図 6-2	近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）2	9
図 6-3	近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）3	10
図 6-4	近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）4	10
図 6-5	近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）5	11
図 6-6	近江八幡市小田町・許可水利権許可書（一部抜粋）	11
図 7-1	近江八幡市小田町、町内開渠 1(①)	12
図 7-2	近江八幡市小田町、町内暗渠 1(②)	12
図 7-3	近江八幡市小田町、町内開渠 2(③)	12
図 7-4	近江八幡市小田町、町内暗渠 2(④)	13
図 7-5	近江八幡市小田町、町内水路内(⑤)	13
図 7-6	近江八幡市小田町、メダカ池(⑥)	13
図 7-7	近江八幡市小田町、開渠と暗渠の分布地図（写真との位置関係）	14
図 7-8	近江八幡市江頭町、町内水路	14
図 8-1	慣行水利権放棄の承諾書（昭和 53 年）	15
図 8-2	日野川改修対策委員会会則 1	15
図 8-3	日野川改修対策委員会会則 2	16
図 8-4	河川協議の同意書 1（平成元年）	16
図 8-5	河川協議の同意書 2（平成元年）	17

図 8-6	県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 1 (平成 10 年) .....	17
図 8-7	県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 2 (平成 10 年) .....	18
図 8-8	県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 3 (平成 10 年) .....	18

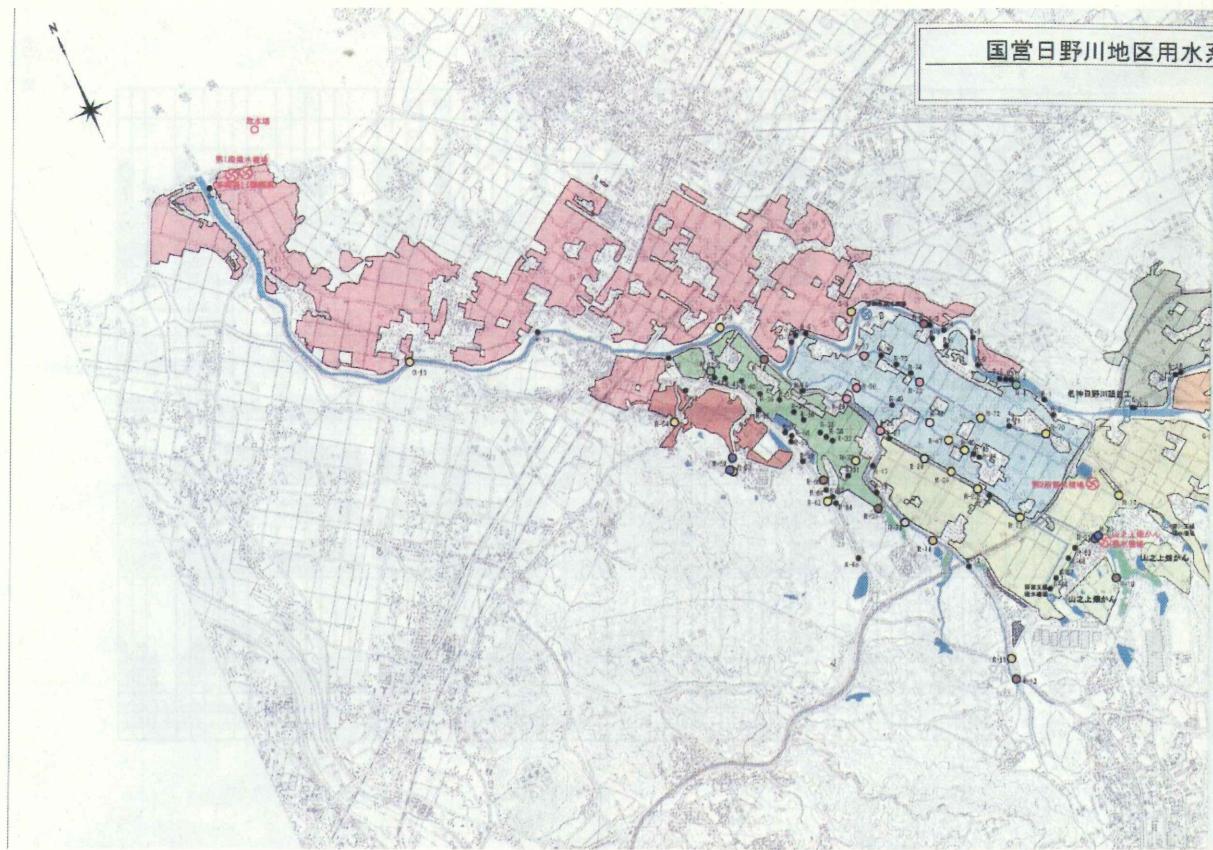


図 1-1 日野川流域全井堰の分布地図 1

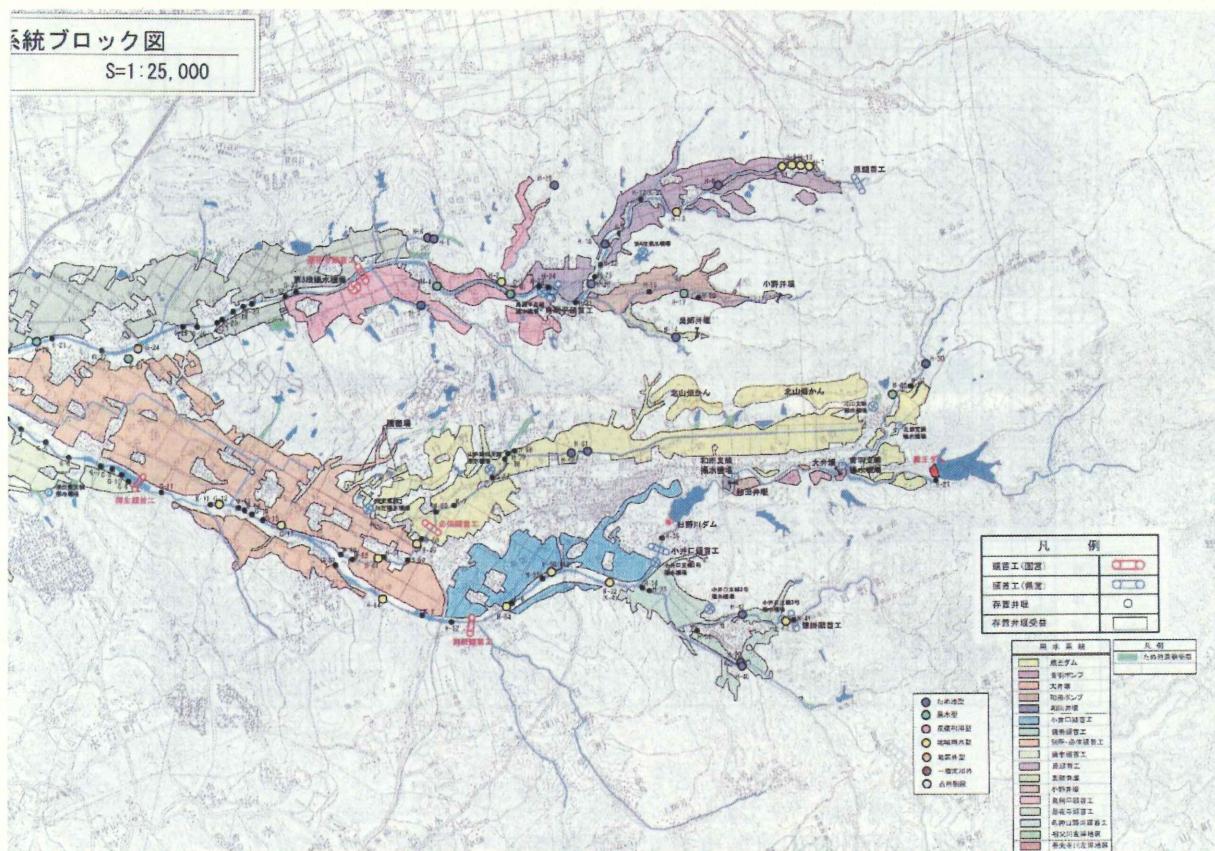


図 1-2 日野川流域全井堰の分布地図 2

図 1-3 日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 1

卷一

図 1-4 日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 2

図 1-6 日野川流域事業関係井堰廃止・存置区分一覧表 4

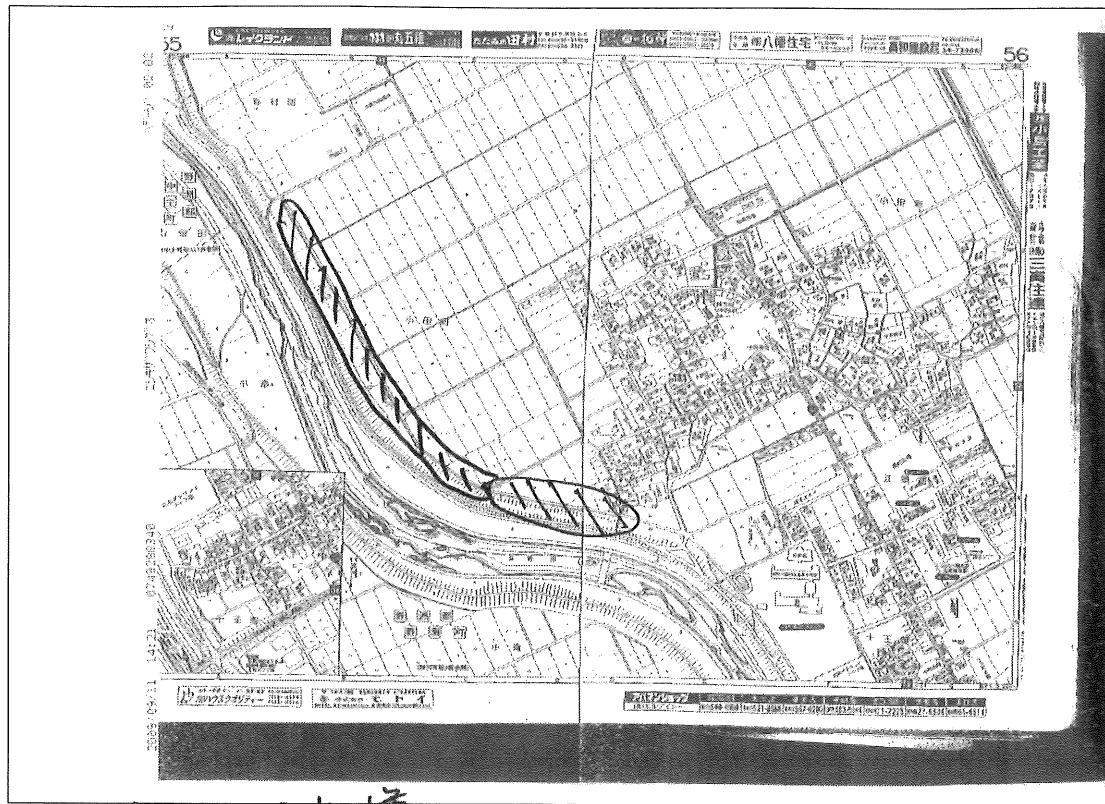


図 2-1 メダカの学校小田分校活動地の地図

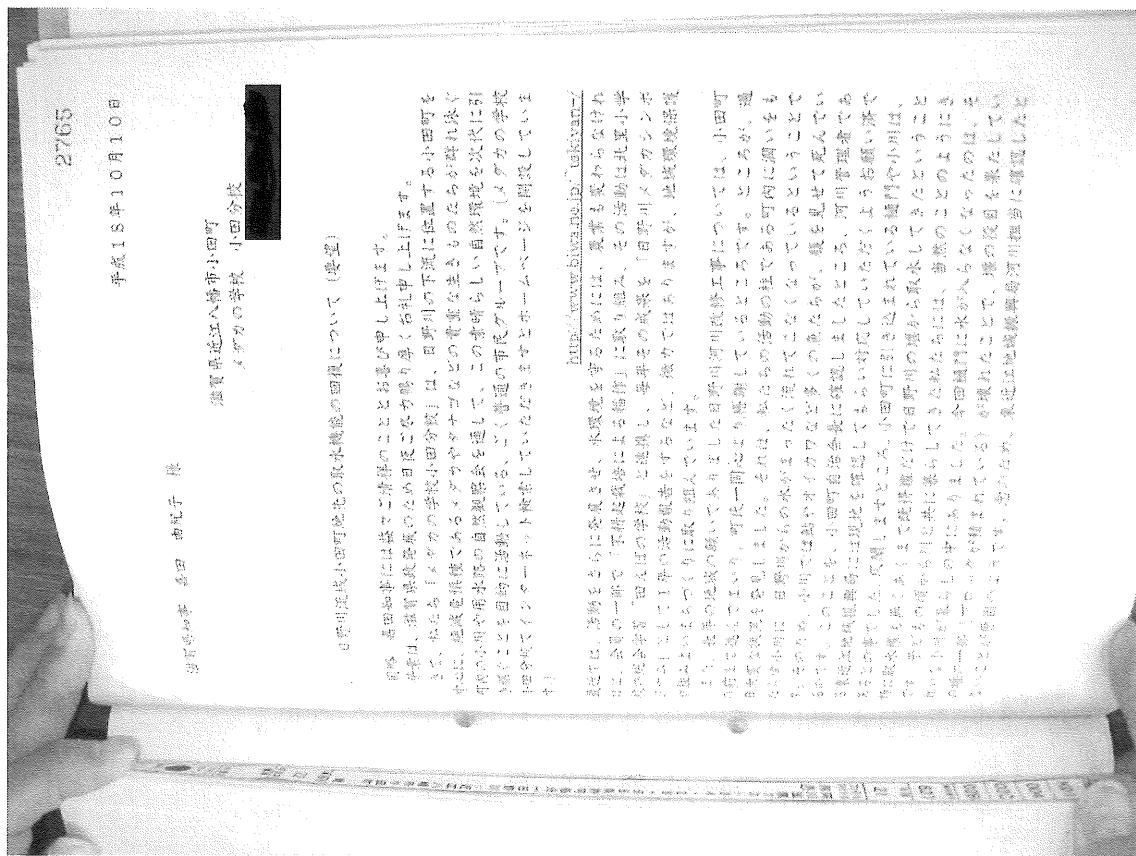


図 2-2 メダカの学校・県知事宛ての陳情書 1

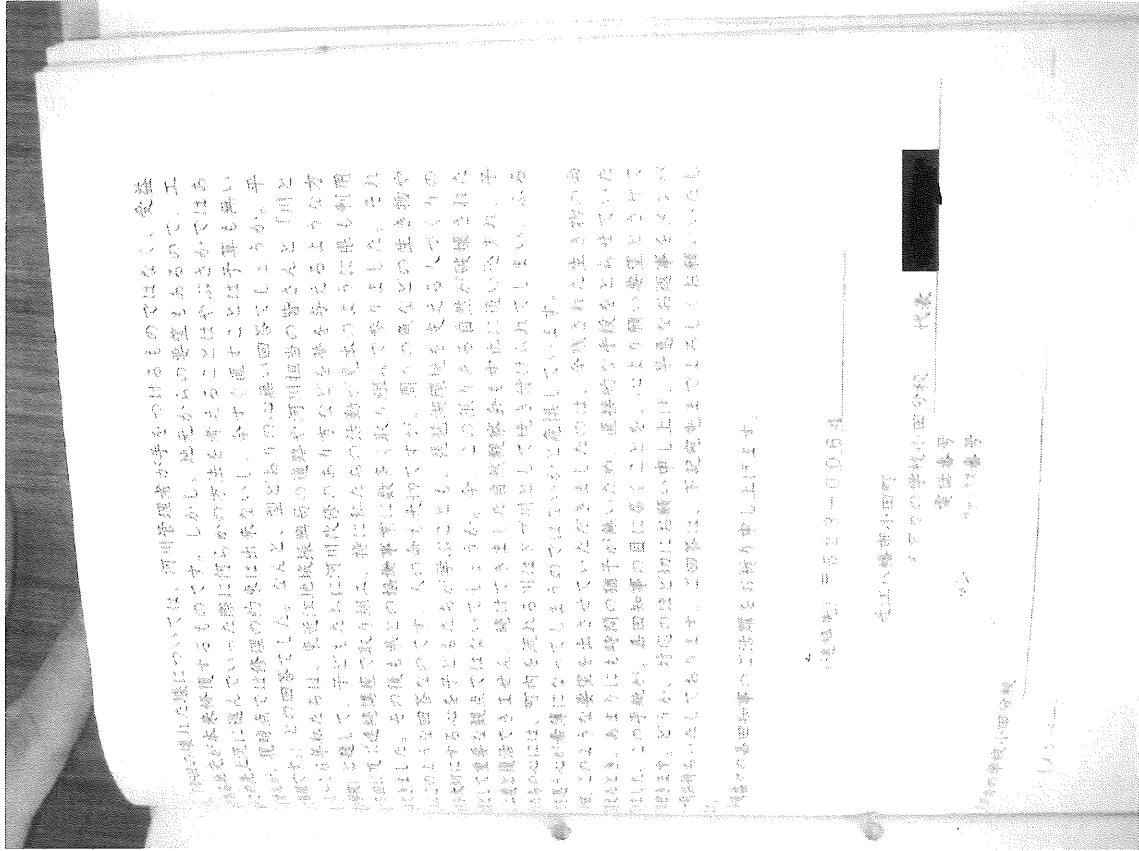


図 2-3 メダカの学校・県知事宛ての陳情書 2

署出人	近江八幡市八戸町 氏名	昭和22年9月22日	河川航行規則第2章第2条第1項の規定により、次のとおり施行する。
運営の方法が 実質的に船主 の手に任せる形 で運航される事 態の現状	運航の方法を そのままの形態で 維持する事	運航の方法を そのままの形態で 維持する事	運営の方法が 船主の手に任せる形 で運航される事 態の現状
取水口等	新堂、通	新堂、通	取水口等
取水口等	新堂、通	新堂、通	取水口等
工作員及び 土砂の占用	新堂、通	新堂、通	工作員及び 土砂の占用
航行の 区域	新堂、通	新堂、通	航行の区域

図 3-1 近江八幡市小田町・取水実態届出書（昭和 42 年）

図 3-2 近江八幡市江頭町・取水実態届出書（昭和 42 年）

## 町民各 位

小田町自治会長

日野川河川改修に伴う取水制限に対する町民要望署名運動の実施について（お願い）

前略 町民の皆様方に、日々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃は、自糸会運営に格段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。さて、ご承知のとおり日野川河川改修も、小田町前まで迫ってまいりました。河川改修は、近年の異常気象による豪雨などにより決壟が懸念されるなか、順調に工事が進歩していることに對し関係各位のお陰と改めて感謝申しあげる次第です。

日野川の現状は天井川となっており、工事は河床を約2m下げる方向で進められており、当町においては、町民代表14名からなる「日野川改修対策委員会」を設置し、改修のあり方などについて、事業主体である県と協議を重ねています。そこで、去る10月25日、県東近江地域振興局河川砂防課から当改修委員会に小田町の取水ごとにについて説明があり、その内容は次のとおりでした。

(1) 取水については権法行為であり、現在の取水管は取り壊す。  
(2) 駅内河川などへの流水については、県事業として地下水を掘り、  
15年間の維持費は県が保障する。

(3) 違いについては取り扱す。

今日まで、委員会としては、(1) ホンブアップ方式 (2) 潜ダム方式 (3) 上流から疋外(内)水路を造成する。以上3点いづれも日野川からの取水方式と考えていました。しかし、今回県から示されたものは、上記のとおり、日野川からの取水を認めないものであります。県の言い方としましては、昭和53年に農業用水の取水権を小田町が放棄していること、その他上水道や下水道が普及する中、川の必要性は無いというもののです。しかし、日野川からの取水は、小田町としては、火災発生時に消防車が入りにくいくらいの町内事情での防火用水の役割や、白地の農地の田畠への

図 4-1 近江八幡市小田町・町民署名運動の呼びかけ 1

水利用といふ役割、さらには、日野川の悪惡は、豊かな自然環境を脅み、絶滅危惧種といわれる黒メダカの生息や、フナやオイカワが群れる水面など、毎年にわたり町内と町民の心に刺さりをもたらしてきました。特に、近年では、そのような環境に西直を出し「メダカの学校」小田分校が町民によって組織され、環境保護を目的として組織され、環境教育のフィールドとして活用し、周辺の水路や小川は次からせないものとなっています。さらに、子どもたちが、水と生き物を身近に感じられる小田町の豊かな自然是、ふるさとを思う心の醸成につながっています。このように自然環境を守ろうという動きは全国的なものであり、小田町の取り組みを視察に来られる団体は県内外を問わず少なくあります。

さて、滋賀県は、近畿の水が豊富を「マザーリーク」と称し、環境立県として県内外に発信し、琵琶湖に通じる水を大切にしていることをピアールしていくまです。しかし、直面します日野川河川改修は、このような自然保護と全く反対の方向に動き出そうとしています。県は、取水の禁止に対し今後15年間地下水を町内に流すとしています。魚は生き延びらるのでしょうか。鉛分の多い地下水では、生態系が大きく変わることが懸念されます。その証拠に、北里小学校の親井戸の地下水が流れれる用ひで、このままではございません。私たちは、自然を守るために、北里小学校の親井戸の地下水を確保することを願っています。そこで、この度、日野川河川改修について、小田町としては、自然取水を基本として、市に対して環境水利権の取得の申請を町民の総意として要望する署名運動を展開することとしました。

町民の皆様方には、何卒格段のご理解ご協力の程、お願い申しあげます。

図 4-2 近江八幡市小田町・町民署名運動の呼びかけ 2

回 議 書									
会期	平成20年 9月 4日		文書番号	第 1 号					
決議	平成20年 9月 9日		分類コード						
発議者	平成20年 9月 9日 @ [REDACTED] 係 有形 説明		期間	3年					
取扱区分	経営 独立 開設 (複数)		在庫 指揮 売否	定期年展 2~3年					
施行方法	真似 伝達 直接し メーリー		登録 日	平成 年 月 日					
公印	公印 連絡		公印承認印	平成 年 月 日					
情報公開	公開 密封公開		公開可能時期	平成 年 月 日					
結果案	新規 指定部局 土木監理課		平成3.2.2 [REDACTED]	火	I	S	O	御承認	
決議区分	議事 参事 氏名		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	議長	
次のことにについて決議をお願いします。									
件名	日野川改修工事に係る小田町説明会について(報告)								
会議先 (意見は別紙のとおり)									
備考欄									
出席登録欄									
登記のことについて出席したので、下記のとおり報告します。									
記									
旨	平成20年9月2日 (火) 19:30~21:15								
場所	小田町集落センター								
出席者	小田町日野川改修検討委員会 地元市議会議員 県某河川流域振興局 沿川防砂的課								
主	開局 経理用印押 市土木管理課 別紙のとおり								

図 5-1 小田町説明会の回議書（一部抜粋）

										総合評価 (東近江の見解)
第1案	ポンプアップ			維持管理費として電気代やポンプの点検・交換が必要となるが、小田地先にゲートを設置するため、出水時の対応が迅速にできる。 また、隣接集落との調整(治水面)が不要。						○
第2案	ゴム堰			ゴムの交換時に多大な費用がかかる。また、通常の維持管理(点検・補修)も決して安いものではない。 堤上げによる影響が大きいため、水防上、大きな管理責任を伴う。 したがって、隣接集落との調整(治水面)が必要となる。 取水量に対し、施設の規模が大きい。(国の補助事業では認められない)						×
第3案	堤外水路 (上畠から8km)			取水の位置が変わるために、新規取水と扱われるため、水利権の手続きに時間を要する。 堤防を傷めることなく小田地先まで送水できるが、水路が河川断面を小さくしてしまうため、設置することができない。 仮に設置できたとしても、約8kmにわたる水路を管理しなければならない。						×
第4案	堤外水路 (江頭から1.8km)			取水位置が変わり、新規取水と扱われるため、水利権の手続きに時間を要する。 水路を設置する分、高水敷を狭くすることになり、沿川集落の理解を得る必要がある。また、堤外民地の買収についても調整が必要。 低い位置に水路を設置するため、頻繁に水路清掃を行う必要がある。						×
第5案	堤内水路 (江頭から1.8km)			取水位置が変わり、新規取水と扱われるため、水利権の手続きに時間を要する。 堤内水路または堤内管渠で小田地先まで送水することができない。実現ルートがない。 仮に設置できたとしても、大きくて深い水路になるため、人力での清掃は困難。						×

図 5-2 近江八幡市小田町での河川改修説明会における、取水工事 5 案

図 6-1 近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋） 1

乙の1 (水利使用)	1. 河川の名称 一級河川淀川水系　日野川				
2. 水利使用の目的 地盤用水					
3. 取水口、注水口または放水口の位置 取水口（新築の橋）　滋賀県近江八幡市小田町字二葉ノ浦地先（日野川左岸）					
4. 取水流量等	施設名 称 新築の橋	最大取水量( $m^3/s$ ) 0.191	日最高取水量( $m^3/d$ ) 16,503	概 要	
5. 取水の方法 樋門及びポンプによる取水	<input checked="" type="checkbox"/> 1.0×1.0mの縦開き式ポンプ口径Φ300				
6. 工作物および土地の当用 (1)開川区域	各所又は種類	工作物の位置又は占める場所	工作物の構造又は能力	占用面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
本取水口 (新築の橋)	日野川左岸No.43+95.0 (近江八幡市小田町)	樋門(11.0×1.0m) ポンプ室(Φ300mm)	1323		
7. 土地の権利者 該当なし					
8. 水利使用の期間 許可の日から10年間					
9. 工期 該当なし					

図 6-2 近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）2

(乙の2)

市町総合（河川法第24条、26条第1項）	
(土地の占用)	
1 河川の名称	淀川水系 一級河川 日野川
2 目的	取水施設（新築の補）の改築工事のため
3 署所	近江八幡市小田町字二条ノ浦地先
4 工作物の名称又は種類	取水権門（30×カルバート 1000×1000）
5 工事の実施方法	請負
6 工期	許可の日から平成22年3月31日 (ただし、開削工事等は非出水期に行う)
7 占用面積	1933m <sup>2</sup>
8 占用期間	許可の日から10年
9 占用の期間	許可の日から10年
備考	
1 「(工作物の新築、改築、貯却)」の欄には、該当するものを記載すること。 2 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又貯却にあつては、 「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。	

図 6-3 近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）3

(乙の2および4)

市町総合（河川法第24条、26条第1項）	
(工作物の新築、改築、除却)	
1 河川の名称	淀川水系 一級河川 日野川
2 目的	取水施設（新築の補）の改築工事のため
3 署所	近江八幡市小田町字二条ノ浦地先
4 工作物の名称又は種類	取水権門（30×カルバート 1000×1000）
5 工事の実施方法	請負
6 工期	許可の日から平成22年3月31日 (ただし、開削工事等は非出水期に行う)
7 占用面積	1933m <sup>2</sup>
8 占用期間	許可の日から10年
9 占用の期間	許可の日から10年
備考	
1 「(工作物の新築、改築、貯却)」の欄には、該当するものを記載すること。 2 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又貯却にあつては、 「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。	

図 6-4 近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）4

市町経由（河川法第55条）	
(河川保全区域内行為)	
1 河川の名称 田野川	2 行為の目的 地盤用土の取水のため
3 行為の場所 近江八幡市小田町二丁目ノ瀬地先	4 行為に係る土地の面積 54m <sup>2</sup>
5 行為の内容 貯水槽門の設置 (保全区域内にかかる部分は、種管の一部、調圧水槽および操作室)	6 行為の方法 請負による
7 行為の期間	

図 6-5 近江八幡市小田町・許可水利権申請書（一部抜粋）5



(東近江土木事務所窓口)  
滋賀県指導河川第498号

近江八幡市

平成20年5月16日付けで申請のありました淀川水系一級河川日野川における水利使用に関する河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条、第26条第1項および第55条の許可（雑用水）については、別紙水料使用規則を付し許可します。

平成21年(2009年)6月2日

滋賀県知事 森田 由紀子

【行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条による附添】  
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があつた日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができます。

【行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条による教示】

許可取消しの請求は、この許可があつたことを知った日から6箇月以内に、滋賀県を被告として、提起しなければなりません。（なお、許可があつたことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を超えると取消の請求をすることは認められません。）ただし、許可があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合は、許可取消しの請求は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6箇月以内に提起しなければなりません。（なお、当該裁決のあつたことを知った日から6箇月以内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると東京の請求を提起することができます。）

図 6-6 近江八幡市小田町・許可水利権許可書（一部抜粋）



図 7-1 近江八幡市小田町, 町内開渠 1 (①)



図 7-2 近江八幡市小田町, 町内暗渠 1 (②)



図 7-3 近江八幡市小田町, 町内開渠 2 (③)



図 7-4 近江八幡市小田町, 町内暗渠 2 (④)



図 7-5 近江八幡市小田町, 町内水路内 (⑤)



図 7-6 近江八幡市小田町, メダカ池 (⑥)

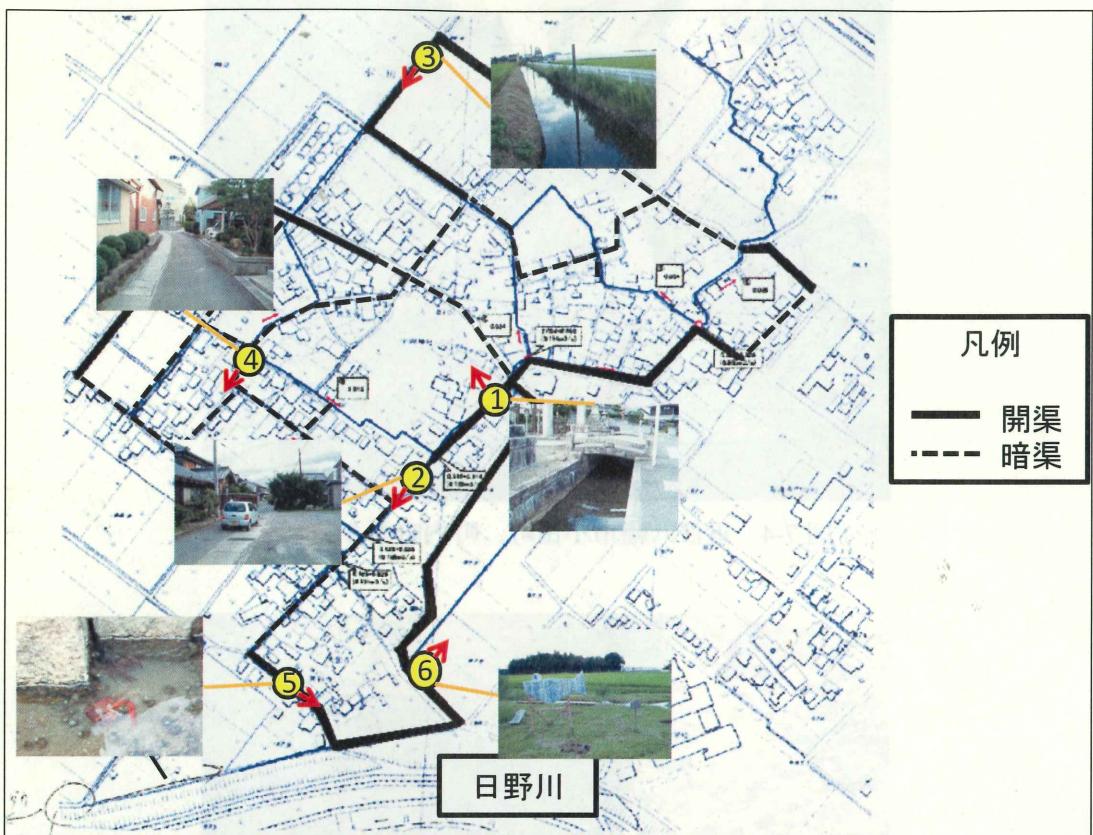


図 7-7 近江八幡市小田町, 開渠と暗渠の分布地図 (写真との位置関係)



図 7-8 近江八幡市江頭町, 町内水路

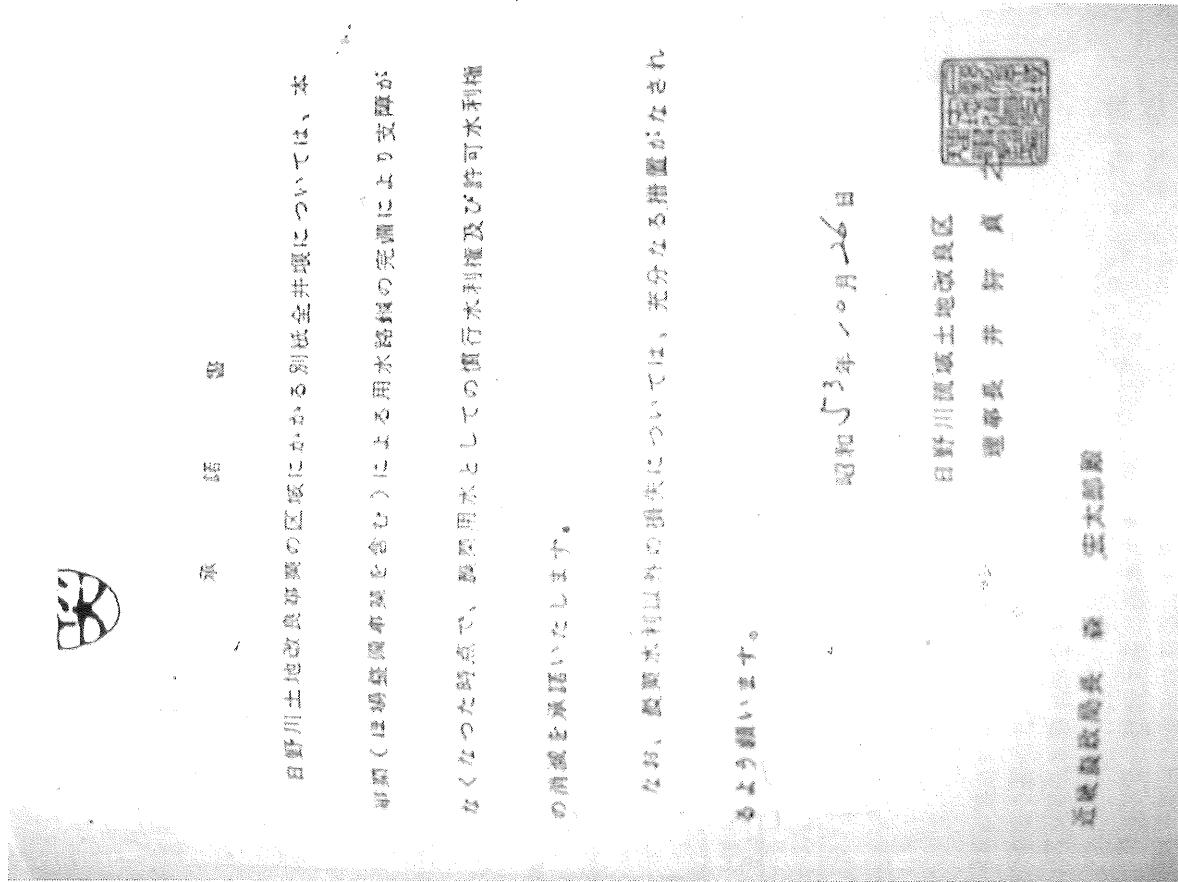


図 8-1 慣行水利権放棄の承諾書（昭和 53 年）

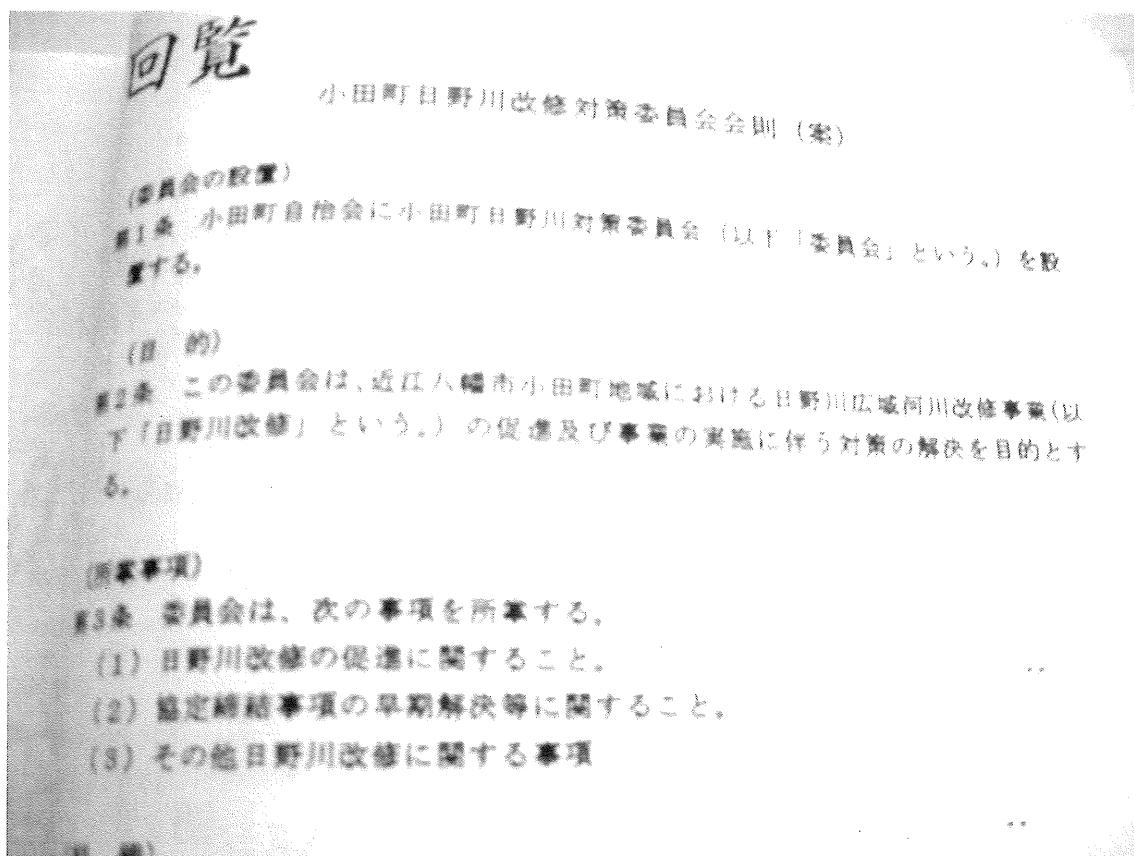


図 8-2 日野川改修対策委員会会則 1

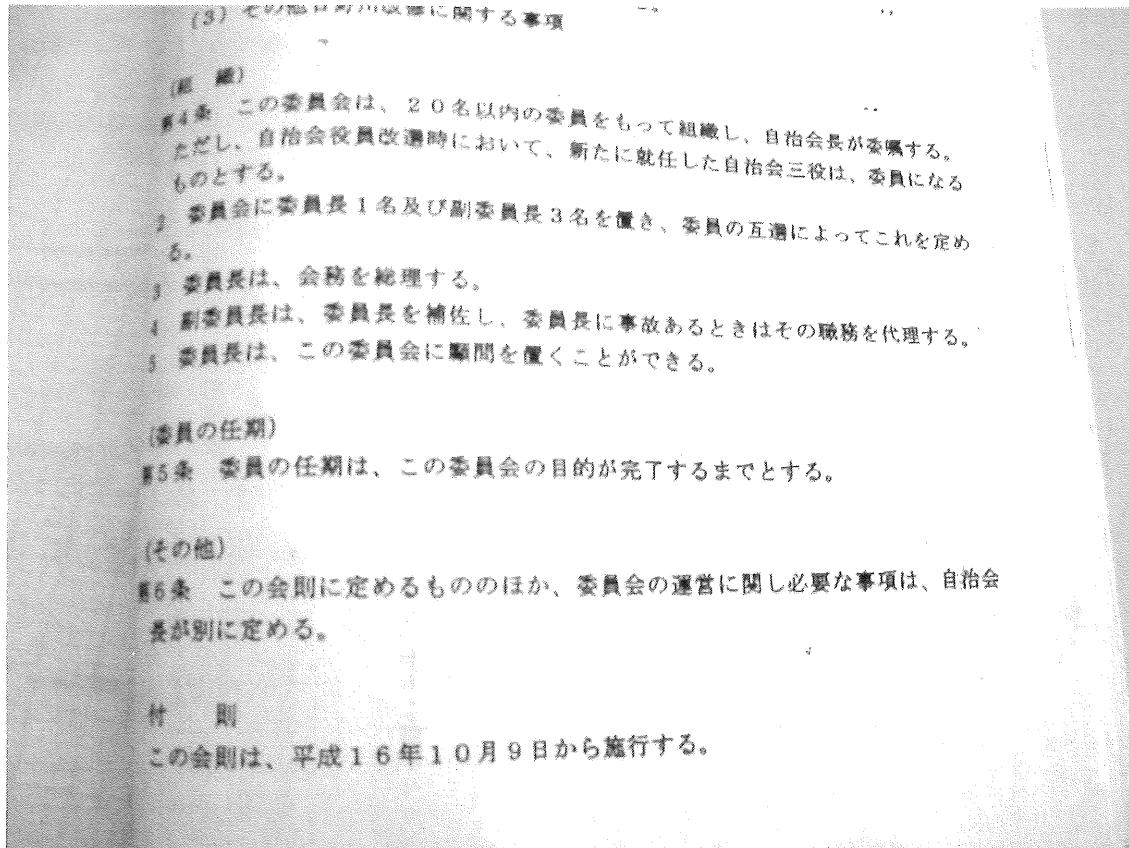


図 8-3 日野川改修対策委員会会則 2

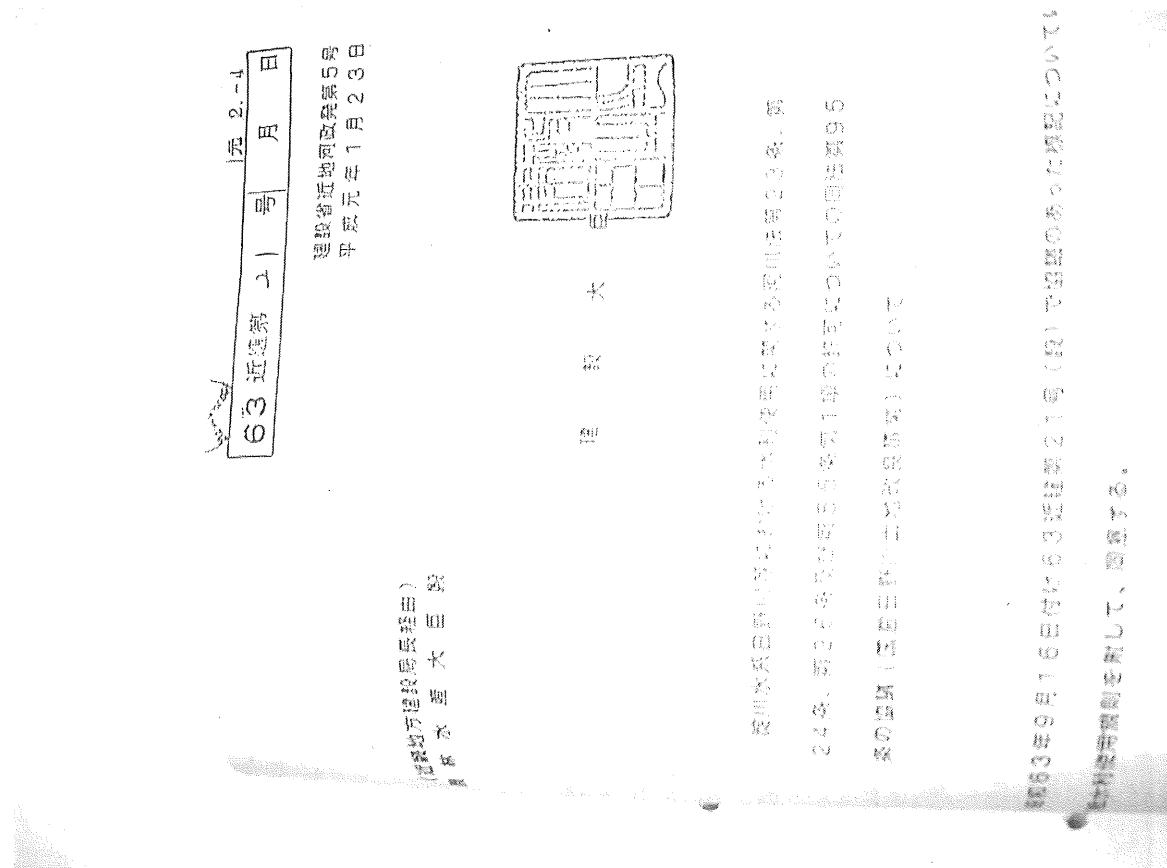


図 8-4 河川協議の同意書 1 (平成元年)

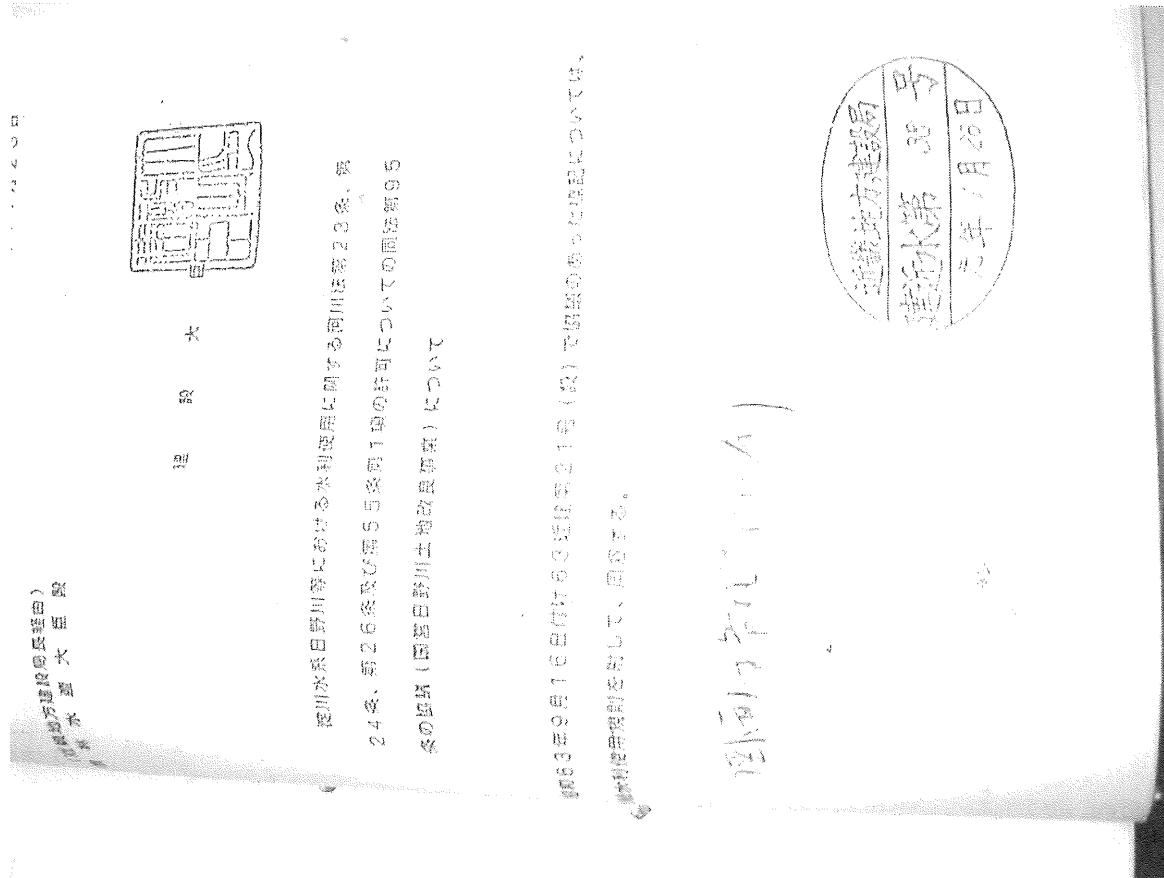


図 8-5 河川協議の同意書 2 (平成元年)

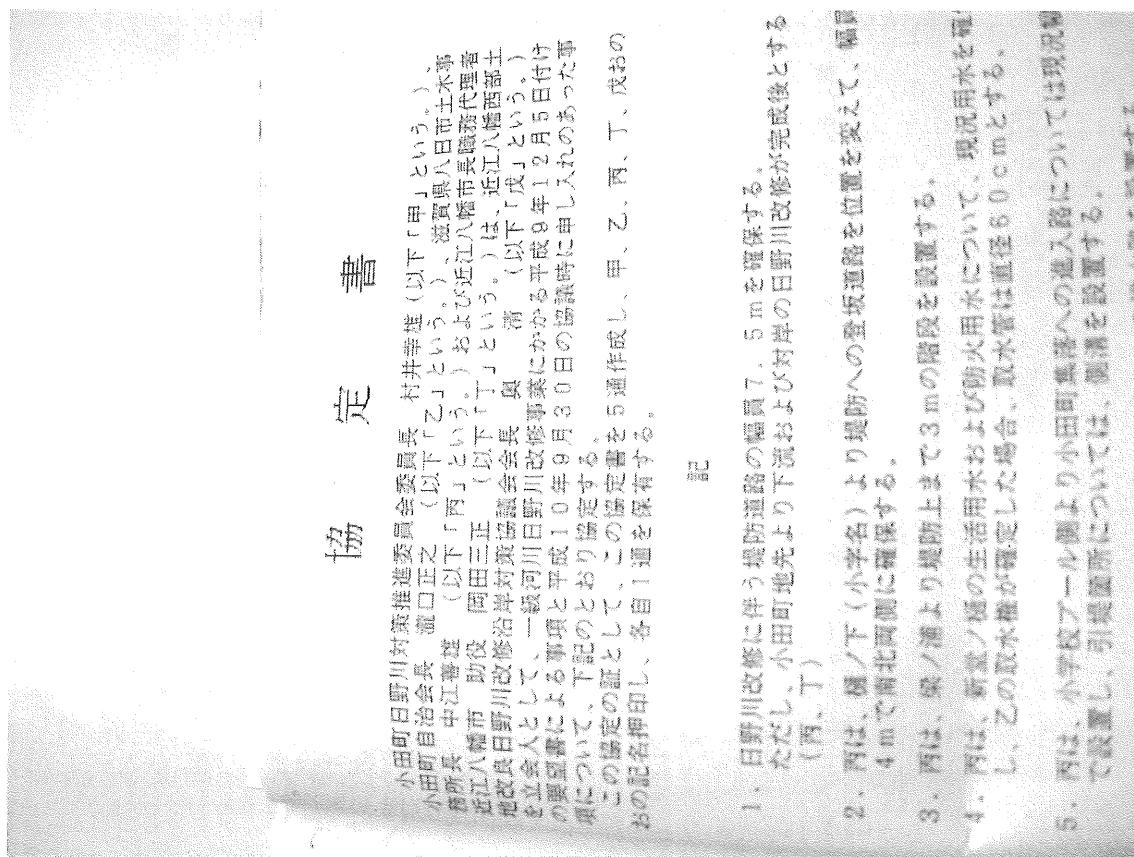


図 8-6 県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 1 (平成 10 年)

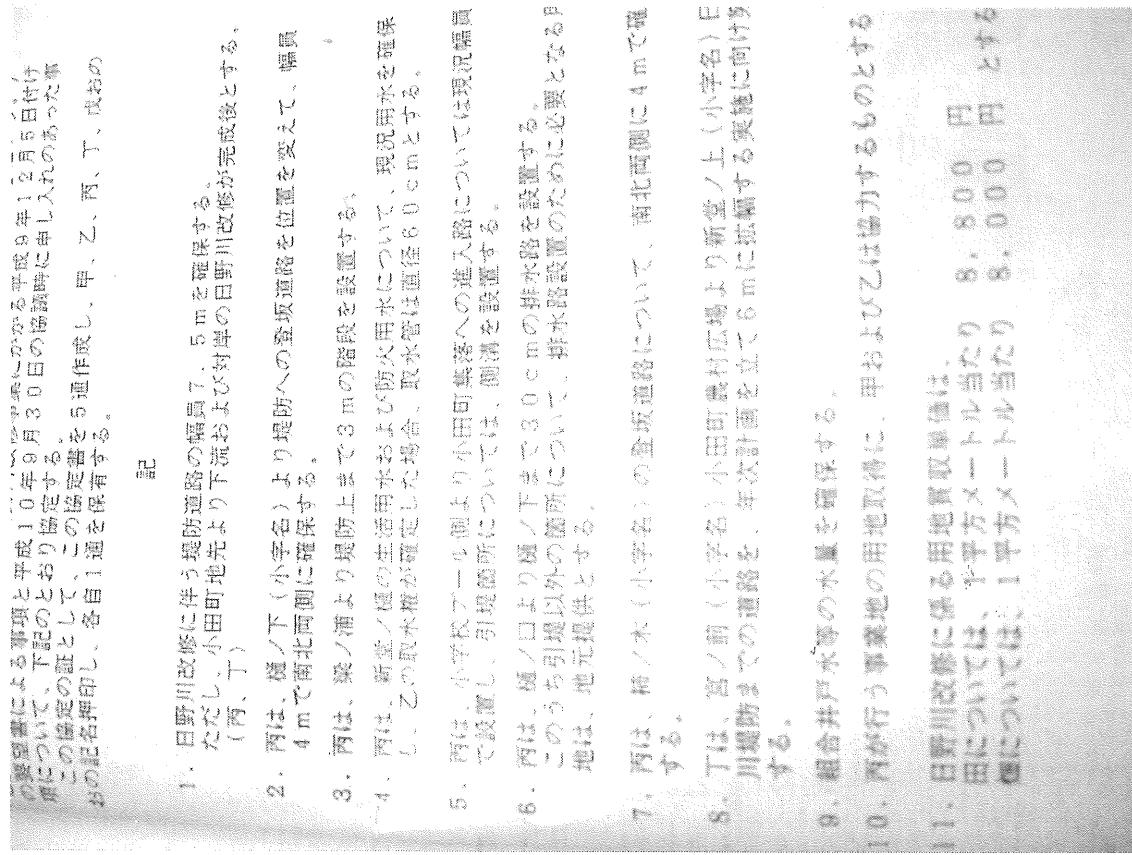


図 8-7 県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 2（平成 10 年）

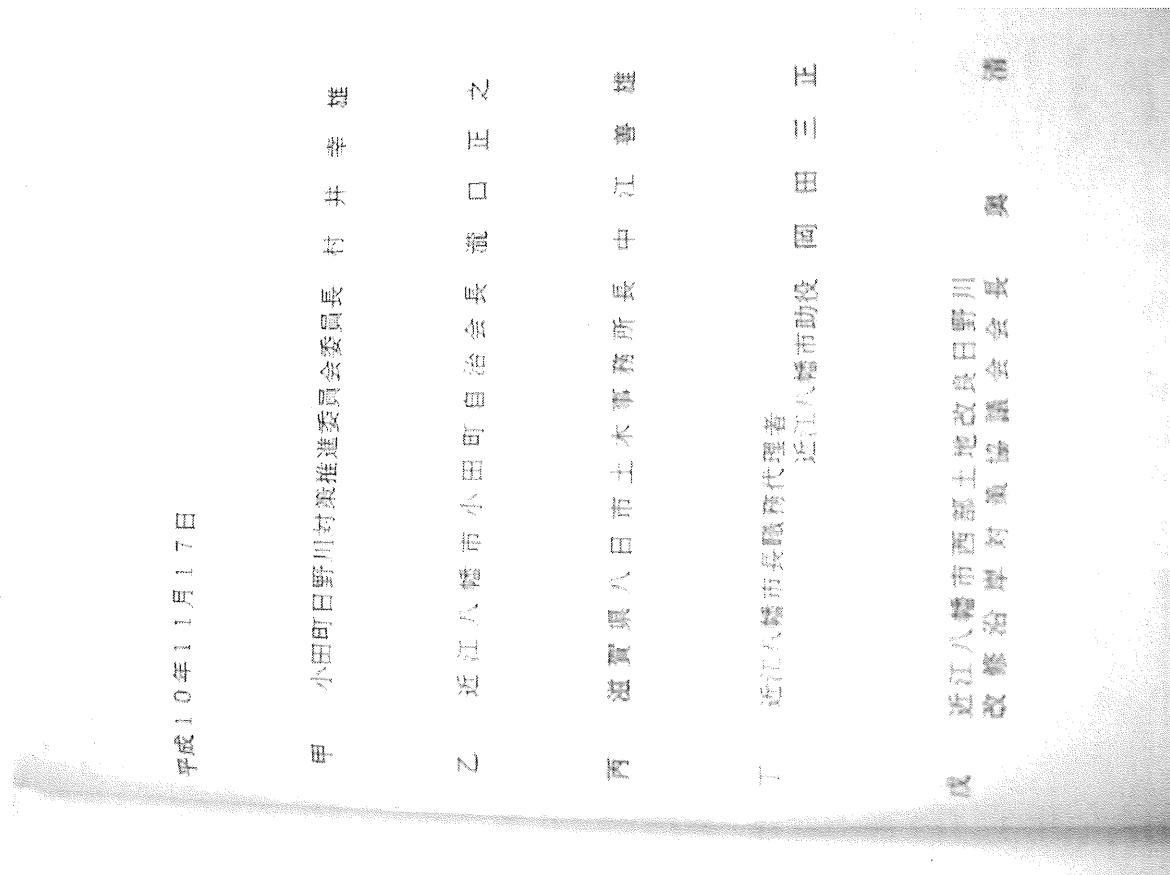


図 8-8 県・市・小田町間での現況用水確保の協定書 3（平成 10 年）